

を見るやうなる御袖かなと仰られければ、うらみぬ袖にもや、といらへ申させ給ひける。と聞え侍りし、恨みぬ袖も浪は立ちけり、といふ古きことなにも侍るとかや。此一段は、元より譬喩的の言ならんも、兵衛佐局のために、御中の疎くなりしは、察せらる。されば藤氏唯一の家憲ともいふべき、女御入内の斯の如き御情況にては、往昔兼通の如きは、我女の外には、女子の入内を停めたる、勢ひに比しても、今忠通の心中は、察せらる。殊に此時上皇の御許には、忠通の妹なる、高陽女院もあはすなれば、生家の貴とからぬ局の御腹に、皇子降誕とありても、いかで第一皇子として、宮中に侍づき奉るべき、依て之を天皇の御生母、待賢門院の許に引取らせ給ひしが、更に又大貳の局を御乳母として御養育あらせられたり、大貳の局は、即ち平忠盛の後妻なり、此忠盛は即ち正盛の子にて、正盛は白河法皇の御時に、待賢門院を養ひ参らせし、君寵第一の白川殿祇園女御の、扶持に付させられし人にて、右の由緒を以て、今待賢門院より、忠盛夫妻に、第一皇子の御養育を命ぜられしなり、皆此皇子を上皇御引取あられしも、天皇上皇に御不満の一なり、されど忠通に對しては、攝政より關白となり、且中宮の御親なれば、更に御不満の御様子なく、最も御眷遇あらせられたり、然るに忠通

の弟頼長は、天性穎敏にして、父忠實の愛子たり、今鏡に、左のおとと頼長は、御みめもよくあはし、御身の才も廣き人になん中堀川の大納言師頼に、前書とか聞ゆる書、受傳へさせ給へり中其ふみは、匡房の中納言より、傳はりて讀み傳へたる人、かたく侍る中かやうにして、さまざまのふみども、讀ませ給ひ、僧のよむふみも、因明などいふふみ、奈良の僧どもに尋ねさせ給ふとかや、聞てえき、笙の笛をぞ、御遊びには、吹かせ給ふと、聞え給ひし、御手かゝせ給ふをぞ、わざと書きやつさせ給ひけるにや、兄の殿に、いかにも劣らんずれば、などおほしたり中日記など、博く尋ねさせ給ひ、行はせ給ふ事も、古き事をあこし、上達部の着座とかし給はぬをも、皆催しつけなどして、公け私に付て、何事もいみじとありて、學和漢を兼ね、尤皇朝の典故に研精し、其自ら記する所の日録は、後世台記と題して、典故研究最大の寶典なり、斯る人なれば、兄忠通の温厚なるを、柔弱と嘲り、和歌管絃筆翰に工みなるを、區々の小技、經國に要なしと詈り、常に不和なりしが、彼の少納言藤原通憲信西の如き、當時博學を以て、世に稱せらるゝ人にして、常に頼長の許に祇候して、教を請ふ、されば父忠實の鍾愛あるも、誠に其故あり、然るに白河法皇崩御の翌年、鳥羽上皇は、皇后高陽院の御父なれば、特に忠

實を院中に召れ、爾後御眷遇あり、百練抄に、天承元年十一月十七日、前太政大臣、召に依て參院せらる。去保安元年十一月、魚水之契忽變するの後、今日始て、君臣合體之儀あり、とあれば、藤氏一門の喜び思ふべし、是より忠實に、萬機御諮詢もありて、保延六年には、准三宮に陞せたり、されば、兼て忠通と不快の事なれば、忠實關白の實權を握り、忠通は名は關白なれど、何の御諮詢もなきまゝに、忠實又之と上皇の間を隔てしかば、不本意乍らも常に天皇に近侍して、御遊の御相手などを勤めたり、今鏡に、幼な(天皇)おはしましけるより、歌を好ませ給ひて、朝夕候人々に、かくし題よませ、紙燭の歌、かなまりうちて、響きのうちに、よめなどさへ、仰られて、常は和歌の會ぞせさせ給ひける、さのみ内々に、やはとて、花の宴せさせ給ひけるに、松に遙なる齡を契るといふ題にて、上達部東帶にて、殿(忠通)よりはじめて參り給ひけり、先御遊ありて、琴ひき給ふ、花園の大臣、其時右大臣にて、琵琶ひき給ふ、中院の大納言、笙の笛、右衛門佐季兼、俄に殿上ゆるされて、筆簞仕うまつりけり、拍子は中の御門大納言、宗忠、笛は成通、實衡など、中季成の中將和琴などぞ、中序は堀川の大納言、師頼ぞ、かき給ひ、中講師は左大辨、實光、中常の御歌どもは、朝夕の事なりしに、中珍ら敷有難き御歌ども、多くさ

こえ、中遠く山の花を尋ぬといふ事を、たづねつる花のあたりになりけり、匂ふに、しるし春の山風、中まだ幼なくおはしまし、時、こゝをこそ雲の上とは思ひつれ、高くも月のすみのぼる哉、中天承二年三月にや侍りけん、臨時客させ給ひき、臨時の祭の、試樂のさまになん、中清涼殿のみすゑろして、孫庇に御倚子たて、帝御直衣にておはします、北の廊の立部とりのけて、御簾かけて、ささいの宮の女房、うちいで、の衣、様々に出されたり、二間には中宮おはします、左右の舞人、襲かねの裝ひして、月華門に集れり、樂の行事重通、季成の中將を承り、中春のしらべ、先は吹いだして、春の庭といふ、樂をなん奏してける、みかど出させ給ひて、關白殿、右の大臣よりはじめて、簀子に候ひ、中宰相は例の事なれば、長橋におはしけり、然るべき舞ども、笛の師など賞被りける、中百首歌なども、人々によませ給ひ、中又撰集などせさせ給ふ、中久安百首群書類従にありなどあれば、所謂優遊日を消する有様なるに、頼長は忠實の愛子なれば、殊に上皇に執し申ければ、官位昇進も速かにて、左大臣に至れり、是より頼長は兄を凌ぎつゝ、父子兄弟彌々不和と成行けり。

第七十三節 御讓禪と平氏の興隆

是より先き、鳥羽上皇、藤原得子を入れて、御寵愛ましくけるに、得子(後ち美福門院と號す)若宮を産み奉る、今鏡に(院、鳥羽)には、いづ方にも(皇后中宮)疎き様にてのみ、おはしまし、しに、しをびて参り給へる御方、おはしまして、や、朝政も怠らせ給ふ、さまにて(略)いとやんごとなき(略)にあらねど、中納言(藤原長實)にて、御おやはおはしけるに、母北の方は、源氏の堀河の大臣(俊房)の女に、おはしける上に(略)唯人には、えゆるさじともてあつかはれける程に、中納言かくれ侍りける後、院に元より思召つゝ、過し給ひけん(略)しをびて、御消息ありて、隠れつゝ参り給ひけるほどに、日にそへて類ひなき御志にて、時めき給ふ程に、唯ならぬ事(御妊娠)さへ、おはしければ、御祈おどろ敷まで(略)させ給ふに、女宮(うみ)内親王(奉らせ給へれば、珍敷を喜びながら、男におはしまさぬをぞ、口惜う思召したるに、又生み給へるも同じさま)臆子(内親王)なれば、(略)姊宮をば、宇治の後高陽院(御子)おはしまさぬに、あはせて(御猶子)中(養ひ申させ給ふ、後に生れさせ給へるをば、院にみづから養ひたてまつり給ふ、御母(略)あの御方な

ど申ておはし(略)程に、三位の位そへさせ給ひ(略)世の人ならびなく見たてまつれるに、又唯ならぬ事、おはしませば、此度さへ、打續かせ給はんも、口惜き上に思召(略)をとこ宮、生み奉り給ふべき、御祈りいひしらず、營ませ給ふ、石清水に般若會など(略)山三井寺などの、やんごとなき智慧深き僧共、参りゐて、日頃法文のそこを極めて、行はせ(略)帥(納言顯頼)といふ人、御後見にて、都の事も大事なれど、かの宮に、日頃籠りて、御代(院)のにや、日毎に束帯にて、御講催し行はれ(略)はての日は、上達部引つれ参りて、御布施とり、御神樂などせらる、上達部歌も笛も各々心を盡して(略)かやうに云知らぬ御祈りども、有ける程に、保延五年(略)五月十八日よになく、けうらなる、玉のをのこ宮(近衛院)生れさせ給ひぬれば、院のうちにはさらなり、世の中も、動くまで歡びあへる様いはん方なし、此時、上皇には、天皇の外に、第二通仁親王、第三君仁親王、第四雅仁親王あらせしも、第二は世に目の宮、第三は世に痿の宮と稱して、共に御病軀にて、第四の宮(後白河院)のみなれば、斯く皇子降誕を、願はられしならんも、七月に親王宣下ありて、八月十七日に、皇太弟に立て給ひしを見れば、全く得子御寵愛の餘りに、出させ給へるにて、偕堀川大納言師頼俊房の子得子の伯父を、東宮大夫となしたり、今鏡に

「當帝の御子になし給ふ事、いできて、水無月の廿六日、御子内へ入せ給ふ、御供に上達部殿上人ちからびて、中内へいらせ給ふに、てん輦の宣旨など、藏人仰せつゝ、既に參らせ給ひて、中宮皇嘉門院を御母にて、中八月十七日東宮に立せ給ふ、昭陽舍御しつらひありて、渡らせ給ふ、中御みめも、御心ばへも、いとうつくしう、此世のものにあらず、さかしくおとなしくて、日の御座に、事ある毎に、大夫(東宮大夫)の抱き參らせ給へるにも、泣などし給はず、居させ給ふ程には、御褥の上に、一人居させ給ひて、おとなのやうに、おはしませば、かひく、敷見奉る人も、歡びの涙おさへがたかり、是に於て、得子を中宮となし、尋て上皇の御處分として、女御得子、及其御所生障子内親王御領の庄は、國郡の課役を免ぜられたり、然るに天皇御登極以來、凶災打續き、其重なる一二を述べんに、大治五年、畿内を始め疱瘡流行し、人民の死亡多かりしかば、明年天承と改元ありしに、諸國或は炎旱、或は洪水等にて、年穀熟せざるを以て、明年長承と改元ありしが、同三年諸國疫病流行せるに、京師附近は百練抄に、九月十二日大風殊に甚敷、中諸司官舍京中人屋、一宇も全たからず、今年風水火三災並起り、今年飢饉なりとあり、依て、明年保延と改元す、三月上皇法勝寺に於て、米千石を給して、飢民に賑恤あられしも、

猶不足しければ、尋て三千石を東西京に給して、貧民を救恤ありしが、此年西國飢饉に依て、海賊蜂起し、官物私財を掠奪して、國衙の手に餘るをもて、朝廷備前守平忠盛に勅して追捕せしむ、是年八月忠盛悉く之を追捕掃蕩し、其魁三十餘人を搦め進ぜり、同四年二月、二條東洞院の内裏炎上す、依て天皇先づ東三條の御所に避け、尋て白川の小殿に移らせ給ひしに、三月京中大火、百練抄に、京内大焼亡、公卿以下の家其數を知らず、十一月廿四日、皇居士御門殿室町焼亡、天皇御小六條殿、累代御笏象牙統蝶丸焼失などありて、斯變災打續くは、帝徳に在りとは、漢土の古諺を襲用せる事とて、或る一部には密に之を云々せしもありしならん、然るに上皇第五皇子を立太弟となさしめ給ひ、殊に永治元(保延六年)は、辛酉革命に依て、改元もありしなれば、之を期として、天皇に御讓位を勧め給ひたり、時に頼長の如き、博學有爲の人物の大臣にありしなれば、上皇得子御寵愛の餘りに相違なきも、單に之のみにては、異議もあるべきに、其事なかりしを見れば、右の凶變は、表立たる御讓位の内旨なりしならん、されば天皇に在りては、萬機は上皇の宸裁なれば、凶變は天皇に關せずと思召、且は平素御不協の御中にて、強て立太弟ありしさへ、御不快なるに、今又御讓位とありては、宸

衷の程拜察せらる、今鏡に位ゆづりたてまつらせ給ふ、其日辰の時より上達部さまの司々参り、集るに、内(天皇)より院に度々御使藏人の中務少輔(師能)とかいふ人、かはるく参り、又六位の藏人、御文捧げつゝ参る程に、日暮かたにぞ、神璽寶劔など、東宮の御所昭陽舎へ、上達部引きつゝきてわたり、給ひける、帝の御養ひ子、例なき事として、皇太弟とぞ、宣命にはのせられ侍りける、其御沙汰に、けふ延ぶべしなど、内より申させ給ひけれど、事始りて、いかてかとしてなん、その日(永治元年十二月七日)侍りける中今の内には、職事殿上人など仰下され、あるべき事どもありて、新院は、九日ぞ三條西洞院へわたらせ給ふ、太上天皇の御尊號たてまつらせ給ふとあるにても、其御一斑は察せらる、是より上皇は本院、後上皇は新院と號し給ふ、寶算二十三、是に本院新院益々御不協とならせ給ひしに、得子嬪て皇后に准じて、美福門院と號し、世に女院と稱へられて、本院後宮第一の權勢となれり、又是より先き、白河上皇の御時、御寵姫白川殿の扶持として、平正盛を付させられ、依て初め正盛淡路守となりしが、此功に依て中國大國の守に擢られ、其子忠盛、亦白川殿の蔭に依て、次第に昇進し、四位に叙して、院の昇殿を免るされ、殿上人の列に班して、五節の舞人などをも勤め、白河上

皇の恩旨を以て、鳥羽院御代に、内の昇殿を免さんとありしに、天皇御乳母の姻みある、藤原爲忠の爲めに、支えられて、其事成らざりければ、思ひきや雲井の月をよそに見て心のやみに迷ふべしとは(此歌金葉集に入れり)と懷を述しを、上皇にも憐れみ給ひて、備前守となしけり、忠盛之を感佩の餘り、大治四年に、白河殿に五層の塔を造進し、長承元年には鳥羽上皇の御願を體して、得長壽院を造進し、殊に大貳の局(白川殿に仕へし女官なるべし)を娶りしより、一層院内の關係も、親密を加へて、待賢門院の仰に依て、崇徳院第一皇子を、扶持し奉るより、崇徳天皇の昇殿を免るされ、尋て西國の海賊を逮捕して、鎮西を鎮めしかば、先きに正盛が、源義親を誅し、今又忠盛鎮西に功を樹しを以て、平氏の武名隆々として、特に西國中國に於ては、往時源頼義父子が、奥羽阪東に置れるが、如くなる上に、累進して正四位下刑部卿に至り、其子清盛亦白川殿及び父母の蔭に依り、且關白忠實に隨侍しけるより、高陽院の値遇を蒙れるに、高陽院は、美福門院御所生、第一皇女を御猶子としたる、縁を以て、美福門院にも眷遇せられて、遂に四位の殿上人として、院内の昇殿を免りしかば、僅々十數年の間に、平氏の名聲門望共に、清和源氏の上に出て、往時の源平は相轉倒したり、蓋し平治の

義朝の叛亂は、既に此頃に胚胎したり。

六〇〇

第七十四節 咒咀事件と崩御

近衛院、御諱は體仁、鳥羽院第五、今鏡に第四とあるは崇徳帝を除き、一書に第八とあるは皇女をも算せしなり。皇子、永治元年十二月七日御受禪、同廿七日大極殿に御即位、實算三、關白忠通を以て攝政となす。然れども萬機皆本院に決す。明年康治と改元す。新院元より御脱屣を欲し給はずと雖も、本院の叡慮に依て、枉て御讓位ありしが、天皇御即位に當りて、新院は第一皇子、重仁親王の立太子を、御内々望ませ給ひしに、其事なきを以て、新院を始め奉り、其隨從の人々の失望察するに餘りあり、されど、重仁親王の御生母、兵衛佐局は、御生家として、確かならざる御事なれば、他に皇子おはしまさずして、萬止むを得ざる時は格別、左もなきに於ては、立太子たるべき、御方にあらざれば、之を非なりとして、本院を怨み奉れるは、抑も誤りにて、此誤りや、遂に一大兵亂の原因となれるぞ、誠に是非もなき次第なり、されど新院方の人々は、斯る事も、皆女院美福門院の御計ひに、出てたりとなして、康治元年正月に、左の事ありたり、百

練抄に、散位源盛行并其妻津守島子を、土佐國に配流す、待賢門院の仰を奉じて、國母（女院）を咒咀し奉る、件の夫婦は、彼院祇候の者也、とあり、されど待賢門院の仰といふは如何あるべき、全くは御代替りに依て、昨日までは、國母たりし待賢門院の、今日は忽ち女院の爲めに、御威勢をとられしを憤慨の餘り、隨侍の盛行夫婦の、似而非忠義に出たるなるべし、但し門院も、此年二月廿一日、仁和寺に於て御落筋ありしは、此獄に付て、自ら咎めを引き給へるなるべし、是より一層本院、新院の御間は、畏こけれど猜疑の暗雲に蔽はれたれば、久安四年正月に、左右衛門府、左右兵衛府各二十人、左右馬允廿五人、内舍人六十人を以て、永く員數となすべしと、定められしは、此頃南都北嶺の惡僧ら、動もすれば、入京せるが爲めに、相違なきも、又兩院の御不協より、内裏に及ぼしたる事ならん、偕天皇、久安六年正月、東三條殿に於て御元服あり、加冠は忠通、理髮は左大臣頼長奉仕せり、實算十二、忠通の攝政を改めて關白となす、是年頼長大炊御門内大臣藤原公能の、第三女を猶子として、入内せしめ、尋て中宮となる、頼長の室は公能の女弟なり、こは頼長、戀て兄忠通の譲りを受け、關白となり、依て藤氏の先蹤を襲きて、御外戚の親たるを期したるにて、蓋し父忠實の指教なるべし、是に於て

忠通も亦、權大納言藤原伊通の女皇子を、入内せしめて女御となす、然るに忠實猶本院に侍して、万機に預かり、是より先、忠通太政大臣を罷む、依て是年、右大臣藤原實行を太政大臣に、内大臣源雅定を右大臣に、大納言藤原實能を、内大臣に陞せらる、實能は即ち公能の父にして、賴長が猶子たる、中宮の祖父なれば、賴長父子と親めるは言を待ず、是に至り、万機は本院御宸裁なるに、縦へ空位に同じきも、三公亦本院と、賴長の親みある方々なれば、忠通遂に孤立の姿となりし、とはいふまでもなく、斯く四方より、忠通を壓迫して、關白を退かしめんとせしも、忠通もさるものなれば、少しも感ぜらる如く、退職の色なきを以て、忠實堪兼ねて、氏の長者を忠通より奪ひて、之を賴長に譲り、且奏請して、文書内覽の宣下を蒙らしめ、且代々氏長者の相傳すべき、庄園を始め、毎年大饗とて、大臣始め諸公卿を饗する、唯一の器たる朱器臺盤までも、賴長に與へ、宇治の別業は、賴通の最も心を盡したる所にて、代々總領の相傳し來れる第なるに、之も賴長に與へたり、世に宇治の左府と稱せるは、此第に住したる宇治賴通の跡を、襲稱せしなり、されば關白として、氏長者たらざるは、之を初めとす、殊に關白の外に内覽の臣を置れしも、亦初めに、忠實の失計は勿論、之を勅許あらせしも、御

失體なり、されば吉記に「兩人内覽、延喜御宇、時平、菅相、當時崇徳院御時、知足院入道殿(忠實)前關白法性寺殿、忠通、近衛院御時、法性寺殿、宇治殿等也」略下百練抄久安六年九月廿六日條に、入道大相國、取藤氏長者印并朱器大盤、渡左大臣、此間喧嘩多端、仁平元年正月十日、左大臣内覽宣旨、與攝政相並とあり、喧嘩多端の字味ふべし、賴長自記の臺記に此の事を、本書漢文體なれば、今譯して看に便ず、久安六年九月廿六日、參西殿禪閣、禪閣曰、攝政於我不孝なり、我心深く悲みて、年來之を忍ぶも報いる事なし、詔媚して攝政を讓るべき、賴長にの由、數度云々度、唯許諾なきのみに非ず、亦不義の報命あり、是を以て、將さに父子の義を絶んとす、攝政は天子の授くる所、我之を奪ふを得ず、氏長者は我讓る所略中、然らば則、取氏長者官、汝に授けん、何の怖憚あらん、予且諫め且辭す、禪閣聽かず、即ち仲行、賴賢、仲賢等を召して、長者官、庄券、朱器、臺盤、權衡を、取出すべきの由を仰す、賴賢曰、此物納る所の倉の鑰、攝政殿下家司の宅に置く、之を爲す如何、禪閣色を作して曰、早く鎖を破れ、即ち仲行等率ゐ向ふ、須臾にして、賴賢來り云、試みに倉の邊を視しに、自ら舊鑰を得、仍此倉を開くと、禪閣悅て曰、天授なり、朱器等を持參す、成時計成、賴朱器等を持來る、祿を授けて之を謝す、之より先、禪閣書を法皇

に上りて曰く、攝政愚臣の命に従はず、不孝尤も甚し、是を以て既に父子の義を絶ち、仍長者官を左大臣に授くと、其亂暴思ふべし、愚管抄には

頼長は、日本第一の大學生、和漢の才に富みしも、腹悪しく、万づにきはどき人なりけるが、父の殿に最愛なりけり、一日、攝政内覽を経ばやと、あまりに申されけるを一日経させばやと思して、子の法性寺殿に、左もありなんや、後には汝か子孫にこそ、かへさんずれど、度々懇ろに申されけるを、法性寺殿の、ともかくもと、御返事申されざりければ、後には安しからず思して、鳥羽院に此由を申て(中)上より仰たひて、申狀聞せられ候へと、申されければ、此由仰られける御返事に(中)頼長の心ばへは云々と候なり、彼れ君の御後見になりては、天下の損じ候ぬべし、此様を申候て彌腹立し候は、不孝にも候、父の申候へばとて、承諾し候は、世の爲め不忠候ぬべし(中)と申されけるを、遣はされ(忠實に)たりければ、かくも御返事は有けるを、などか我身には、返事だになきとて、彌深く思ひつゝ、藤氏長者は君の知ろし召ぬ事也とて、久安六年九月廿五日に氏の長者を取返して、左府に朱器臺盤渡されにけり、さて院をばすかし參らせける程に、密に上卿など催して、久安七年正月に、内覽

は並びたる例もあればとて、内覽の宣旨被下にけり

此時忠實は、常に本院に昵近して、万機に預かれる事なれば、天威を藉りて、忠通の關白を罷んは、容易なるべきも、此頃院中は、美福門院權勢熾んにて、其御所生の第一皇女は、高陽院御猶子となりし、姻みもあれば、密に門院の内助ありて、忠通を動かし難き事情あるより、忠實の斯る所置をも、執りしなり、是より頼長は政局に立て、大に世風の匡正に勉め、苟くも制令に悖る輩は、猶豫なく所罰せり、今鏡に何事もいみじく嚴しき人にぞ、おはせし、道にあふ人きびしく、耻がましき事多く(中)公事など行ひ給ふに付て、遅く參る人、さはり申人などをば、家焼き毀ちなどせられけり、奈良に濟圓僧都と聞えし名僧の、公請(朝廷の招き)に障り申ければ、京の宿房毀ちける、愚管抄に「此左府、悪左府といふ名、天下の諸人付たりけるは、其驗、明け暮れの事にてありける、法勝寺御幸に、實衡中納言の車破り、又院第一の寵人、家成中納言が、家追捕しければ、院の御心に、疎み思召けり、兄の殿は、誠によく云けるものと、思召られ、其嚴格推知するに足る、されど過たるは、猶及ばざるが如しとの、古諺の如く、群小の怨恨を招きて、悪左府と稱へらるゝに至るは、惜むべし、中には反抗する輩もありしは、百練抄久

壽元年條に、二月廿一日、左大臣頼長、途中に於て、左衛門尉信兼のため、射危ぶめらる、無禮咎むる間、鬪亂に及ぶ也、又宇治拾遺には、

大膳亮大夫(大夫は五位をいふ)橘以長といふ藏人(中略)宇治左大臣殿より、召しありけるに、今明日は、かたき物忌を、仕る事候と、申たりければ、こはいかに、世にある者(僧ならぬ)の、物忌といふ事や、はある、慥に参らせよと、召厳しかりければ、恐乍ら参りにけり、さる程に十日ばかりありて、左大臣殿に、堅き物忌出来にけり、御門のはざまに、かいたてなどして、仁王講行はる、僧も(中略)童子なども入れずして、僧ばかりぞ参りける、御物忌ありと、この以長聞きて、急き(中略)参らんとするに、舍人二人居て、人ないれぞと候、とて立向ひたりければ、やうれ、おれらよ、召れて参るぞ、といひければ、これらも(中略)力及ばで、入れつ、参りて藏人所に居て、何となく、聲高に物いひ居たりけるを、左府聞せ給ひて、この物いふは、誰そと問はせ給ひければ、盛兼申様以長に候、と申ければ、いかに、かばかり堅き物忌に、昨夜より参り籠りたるかと、尋ねよと、仰ければ、行きて仰の旨をいふに(中略)憚らず申様、過ぎ候ぬる頃、私に物忌仕て候しに(中略)物忌といふ事やある、慥に参るべき由、仰候ひし(中略)されば物忌といふ

ふ事は、候はぬと存じて候なり、と申ければ、聞せ給ひてうちうなづき、物も仰られて止にけり

此類なり、蓋し此頃本院御乳の人、紀の御(從二位紀朝子)の夫なる、小納言通憲後入道して信西と號す御姻みを以て、院中に祗候し、内々万機の御諮詢を蒙ふれるが、彼れ頼長と、常に經國の講究などしつるをもて、頼長も特に風紀の肅正を期せるより、斯嚴格に行はれたるならん、されば忠通は、彌々在るも亡きが如くなるは、今鏡に、殿の御弟にこめられ(中略)藤氏の長者なども、のかせ給ひたるを、幼き御心(近衛院に歎かせ給ふ)とあるは、獨り主上のみならず、公卿の多分は、皆忠通に心を寄せしを察せらる、然るに、天皇端なくも、御眼疾に罹らせ給ひしが、久壽二年七月廿三日、近衛室町の御所に於て崩御、室算十七、今鏡に、此帝、御みめも、御心ばへも、いとなつかしく、おはしましけるに、末になりて、御目を御覽せざりければ、かた(中略)御祈りも、御薬も然るべきにや、かひなくて、末ざまには、年の始めの行幸なども、せさせ給はずなりにけり、攝政殿、たぐひなく思ひ奉らせ給ふ、帝もあろかならず、思かはさせ給ひて(中略)殿(忠通)も、帝の例ならぬ御事を歎かせ給ふ程に、十七にや、おはしましけん、初秋の末に、日頃例

ならぬ事、おはしまして、かくれさせ給ひぬれば、世の中は、やみに惑へる、心地しあへる略さりとて、あるへきにあらねば、鳥羽院には、次の帝定めさせ給ふに略女院の御事の、いたはしさにや、姫宮(八條院障子)を、女帝にやあるべき中又仁和寺の若宮覺性法親王)をなど、定めさせ給ひけれど、理りなくて略世の中思し恨みたる、御有様なるべし、唯おはしまさんだに、をしかるべきを、歌をも、幼くおはします程に、すぐれてよませ給ひ、法文のかたも、然るべくてや、おはしましけん、心にしめて、經なども、訓によませ給ひて、それにつけても、二十八品の御歌など、よませ給ふ略多くよませ給ひける中に略虫の音のよわるのみかは過ぐる秋を惜しむ我身ぞまづ消えぬべき略又から萩などいふことを、かくし題にて、つらからば岸邊の松の波をいたみねにあらはれて泣かんとぞ思ふ中位におはします事、十四年なりき、御わざ(葬)の夜、實重といひしが、むかし藏人にて侍りける、思出てよめる、思ひきや虫の音しげき淺茅生に君を見すて、歸るべしとは、殿(忠通)の御子の大僧正(覺)と、聞え給ふ、みかどの植させ給へりける、菊を見給ひて、齡ひをば君にゆづらて白菊のひとりおくれて露けかるらんとはよまれ中備前の御とて侍りけるが、帝おはしまさて後むかし

思出けるに略内侍土佐が、帝の御事の、悲しみにたへて、かしらおろして、籠り居侍りけるもとに、いひつかはしける、天の川の星合の空はかわらねどなれし雲井の秋ぞこひしき、とよめりける、八月一日、松岡の西野に於て茶毘し奉る、御所に付て近衛院と謚を奉る、然るに此崩御は、全く頼長らの咒咀に出たりとの、世評ありしは、台記久壽二年八月二十七日條に、親隆朝臣來語りて曰、法皇、禪閣殿下、余を惡み給ふ所以は、先帝崩後、人寄と申巫の口に曰、先年人、朕を咀はん爲め、釘を愛あなこ太子山天公像の目に打故に、朕目明らかならず、遂に御早世と、法皇其事を聞き召し、人をして件の像を見せしむるに、既に其釘あり、即ち愛宕山の僧を召して之を問ふ、僧申て云、五六年前、已夜中、忍て參詣に及ぶ、關白、執柄入道、及び左大臣の所爲、依て法皇之を惡くむ、信を置難しと雖も、天下道俗、申所是の如し、先日成隆朝臣、略此事を云、今兩人の説を聞き、怖畏少ならず略未だ愛宕山天公像あるを知らず、何況や祈請をや、蒼天白日上に在り、恐怖々々とあり、専ら頼長らの咒咀に出たりとの、風説行はれたるを知るべし、されど忠實と、頼長との咒咀なりといはゞ、或は先帝、忠通を御懇遇あらせられたれば、嫉妬に出たるならんとも、思はるゝも、忠通も、其中に在りては、無實の事に相

違なきは論ずるまでもなし、然れ共、迷信の世態なれば、之を眞實として、頼長らを、本院の疎んじ給ひしは、是非なき次第なり、殊に人寄せ巫の妄説を、御採用ありしなどは、言語道斷といふべし、但し實は新院の御咒咀なりといふを、故らに忠實父子と、御揚言ありしかと思はる、元來本院新院御不協の御中なれば、斯る猜疑は、當然の情勢なり、是ぞ保元亂の策二の原因なり、故事談に、宇治の左府、近衛院を咒咀し奉らるるの時、古き神祇の官弊の絶へたるやあると、尋ねられしに、愛太子明神、四所權現を尋ね出し奉りて、咒咀し、依て天皇崩じ給ふ、とあるは信じ難し。

第七十五節 後白河帝踐祚付保元の亂

後白河院、御諱は雅仁、鳥羽院第四皇子、御母は待賢門院、大治二年九月十一日降誕、同十一月十四日親王宣下、保延五年十二月廿七日御元服、御年十三、加冠は左大臣源有仁、理髮は藏人頭右中將教長(頼長の子)即日三品に叙し、有仁、其猶子忻子を入れて女御となす、實は右大臣藤原公能の女なり、久壽二年七月、近衛院崩御、々々繼體ましまさざるを以て、本院の詔を以て御踐祚、十月廿六日大極殿に御即位、寶算二十九、關白忠

王(本院第六皇子)の許に、托し給ひしを、茲に至り儲君に立らる、御生母なきを以て美福門院御所生、第二皇女暲子内親王を以て、御母となし、内大臣藤原實能を東宮傅となす、十二月九日御元服、御年十三、加冠は實能、理髮は權中納言藤原忠雅、尋て美福門院御所生の皇女、妹子内親王を以て女御なす、時に門院國母たるの故を以て、前の齋院上西門院の御猶子となせり、明年保元と改元す、是より先き、新院御脱屣の後、日夜快々として、御座ありしに、近衛院崩御ありしかば、御繼體もましまさねば、御自身に、必ず第一皇子重仁親王、御踐祚あるべしと、御期待ありしに、其事なきのみならず、剩へ立太子さへ、あらせられて、今は御期待も書餅となりしかば、大に憤ふらせ給ひて、此上は御重祚の上にて、御位を重仁親王に、譲らせ給はんと、内密に御計畫あり、且其御祈りなどせさせ給ひしかば、此事自然と、或る一部に知れ渡りつゝありしに、左大臣頼長、先きに兄忠通の、關白を襲かんと計りしも、其意を果さざるに、近衛院崩御ありてよりは、上の御覺え一變して、咒咀などの嫌疑に依て、本院の忌む所となりて、後白河院御登極に至りては、忠通は關白故の如くなるも、自分は内覽の宣旨なかりしかば、深く本院を怨み奉り、殊に東宮の女御さへも、定まりしかば、何を便りに關白

を襲くべき望みも絶えなければ、不平やる方なき折柄、新院御重祚の御企望あらせらる色を察して、さらば之を輔け奉りて、兼ての宿望を達せんと、折々新院に参上して、御氣色を伺ひつゝ、遂に右の企望を密奏したりければ、新院にも、當時天下第一の學匠と稱へられて、衆に怖れらるゝ頼長の輔翼し奉らんと申なれば、いかで御猶豫あるべき、直ちに御許容ありて、内々は謀主と御依頼あらせ給ひしに、保元々年夏の頃より、本院御惱とならせ給ひ、日を追ふて重らせ給ふにぞ、諸人世を危ぶみ、万づに心を用ゐつゝある中に、日頃本院と御不協なる、新院の御許に、關白と不和なる、しかも悪左府とまで、人々の怖れつる頼長が、折々参上するは、最も衆目の矚する所たるは、無論なり、果して天皇の御外戚たる、内大臣實能、密に本院に上書したり、愚管抄に、御病の際に實能内大臣といふ人略中文を書て、此世は君の御眼閉ぢ、まはしまさん後は、いかに成ぬべき、唯今にも、亂れ失はれ候、能々計り置せ給へと申とあるにても、新院頼長の密計は、疾くに一部に知られたるを察せらる、されば本院にも、尤もと思され、清盛以下北面の武士十餘人の誓書徴して、之を美福門院に托し、且信西に、關白忠通を輔けて、忠勤すべき由を仰られ、天皇にも、密に斯と仰られ、万一變あるに於ては、

忠通と信西に議り、清盛以下に守護さすべし、とありしに、折節新院は本院御惱重らせ給ふと聞し召て、鳥羽殿へ渡御ありしに、折も折とて、御惱御大切なるを以て、例の如く御門の警固を嚴にし、召命あるに非れば、入るを許さざりし程に、今新院の御幸も御召なきを以て、衛門の官人通御を拒みしかば、新院大に逆鱗ありて、さらばとて、鳥羽の南殿は、折節衛門の官人のなかりしかば、之に渡御あるべしと、御車を向け給ひし途にて、土佐守藤原親家が子の親範とて、十七八歳なる者の、無禮を咎めて、前驅の輩、之を散々に打擲して、片目を打潰したり、此親範の母は、土佐の局とて、本院に奉任せるにて、今日も母の使に出たる、歸途の事なれば、急ぎ歸りて、母に斯體を見せて、子細を申ければ、局も大に憤りしに、此事本院聞し召れ、朕世に在りてすら、此御所の者を、斯くするなれば、亡き跡こそ、と仰も、果ず御眼を怒らし、御齒を嚙しめて、逆鱗ありしが、是日七月二日崩御あらせられたり、新院本院崩御の由を聞し召て、鳥羽南殿より、入らせ給ふに、右衛門權佐藤原雅方遺詔と稱して、拒み奉る、新院逆鱗ありて、白河殿に還御あり、密に諸國の兵を徴せらる、時に頼長は、宇治の別業に在り、本院の御事を聞て、上京せんとせる折柄、新院より急ぎ参らるべしとの御使ありしに、禁中に

は、既に新院御謀反との聞えありしより、急ぎ安藝守平清盛を召て、禁門を守らせ、關白忠通、徳大寺内大臣實能ら、天皇に劔璽を上りて、之を扶持し奉り、且先きに誓書を上りたる武士を召す。清盛の父忠盛は、重仁親王を扶持し奉りつればとて、清盛を誓書より除きしを、美福門院の御計ひにて、特に召れたりと、物語本にあるは非なり。清盛父子の本院、門院の御信任を蒙りつつあるは、前々節に述たり。依て、檢非違使平基盛を宇治に、同平維繁を粟田口に、同平實俊を苦集滅道に、同平資經を大江山に、同源季實を淀に遣し、諸國兵士の京師に入る者を捕へしむ。應て平基盛、源親治といふ者を捕へ、之を鞠問するに、新院の召命に依て、上京すといふ。依て、之を禁獄し、急ぎ平信兼を宇治に遣し、頼長を逮捕せしめしに、頼長既に間道より、新院の白河殿に参りて、謀主となり、参議中將教長、左中將源成雅、右馬權頭藤原實清、前山城守藤原頼輔、少納言藤原成隆、武士には左衛門尉平家弘父子、能登守藤原家長、右馬助平忠正、藏人源頼憲等なり。新院更に教長をして、前檢非違使源爲義を召す。愚管抄に、爲義直ちに新院に略中子二人具して参りにけり。頼賢、爲朝なり。さて、嫡子義朝は、御方にひしと候けり。年頃父子の中よからぬ仔細ども、事長しとあれば、全く義朝と不和なるために、新院

に参りしにて、後義朝父の首を斬りしも、此故なり。楮集る所一千餘人といふ。是に於て、爲義建議して、先づ新院を御始め、宇治に入り、橋を引て、敵を支ふか、さもなくば、近江國に入り、甲賀山を背に當て、敵を支へ、阪東の兵を召すべく、又は急ぎ關東へ御下向ありて、足柄山を切塞ぎて守るべし。斯く座して敵を待つは、然るべからずと申せしに、頼長は、先づともかくも、明日大和の兵來るを待て、決すべしとて、肯んぜず。其子爲朝、さらば今夜々半に東三條の皇居を襲ひ、風上より放火して、夜討しなば、敵の人數も、はかくしからねば、必ず御方勝利を得んと、建言せしも、頼長は、こは萬全の事に非ずとて、之をも用ゐず。只管大和の兵を待居しに、御所方にては、清盛を始め、兵庫頭源頼政、左馬權助源義朝、式部少丞源重成、檢非違使平維繁、資經、信兼、源義康、光信、季實ら、各々兵に將として、警固し奉りしが、義朝建議して、いかに斯いつともなくて支へたる御謀も、候にか、軍の道は、斯は候はず。先づ唯押寄て、敵を蹴ちらしたる上の事に候。爲義は、頼賢、爲朝を具して、新院へ参りたると承り候。親にて候へ共、某ら御方にかくて候へば、罷り向ひ候はゞ、彼らも引候べし。唯急に押寄て、一軍仕るべしと申せしかば、十日の曉に、左候はゞとく押寄て、退散すべしと仰出れば、各々我れ先

きと打て出たり、愚管抄に、義朝は喜びて、日出したる、紅の扇を、はらくとつかひて、義朝軍に逢ふ事、何ヶ度に成候へぬる、皆朝家を恐れて、いかなる咎めを蒙り候はんとずらんと、胸に先答へて恐れ候き、今日追討の宣旨蒙りて、敵に逢候ぬる心の涼しさこそは候はねとて、清盛と手を分て、三條内裏より、中の御門に寄参りけるとあり、以て當時私闘の多かりしを知るべし、借官軍大舉して、押寄せ來ると聞えしかば、頼長案に相違して、色を失ひ、策の出るを知らず、唯爲義父子、中にも爲朝は、強弓の達人なれば、衆に抽んで防戦しければ、清盛、義朝も、一時は攻あぐみて見えしが、折節風上より、火を放ちければ、焔烟白河殿に靡き掛れるより、新院方の軍兵、今は支へ兼ね、右往左往に敗走せり、是に於て新院も、頼長も、御所を逃れ出給へり、愚管抄に、新院は、御直衣にて、御馬奉りて、御馬の尻には、左馬助信實といふもの、乗りて、仁和寺御室の宮に、渡らせ給ひけり、左府は、腹巻とかや、着て、落られけるを、誰か矢にか有けん、顔に當りて、頬を強く射貫かれにければ、馬より落にけり、小家に昇入て、略中桂川の梅津といふ所より、小船にのせて、經憲といふ者共、具して、宇治にて、入道殿に申ければ、今一度とも、仰られざりけり、さて大和の般若寺といふ寺へ、具し申て下りければ、次の日とか

や、引入られけり、略中後ちに細かに、仲行が子に問侍りしかば、宇治左府は、馬にも乗るに及ばず、戰場大炊御門御所に、御堂の有ける、妻戸に立添て事を行ひて、何かの指揮在りけるに、矢の來りて、耳の下に當りにければ、門邊に有ける車に、藏人大夫經憲と云ふもの、乗具して、桂川に行て、鶴船にのせ申て、木津河に具して、知足院殿南都に入せ給ひたりけるに、見参せんと申されければ、元より存知たる、(覺悟)事也、對面に及ぶまじと、仰られける船に、程の内にて引入りければ、(薨去)此經憲、圖書允利成、監物信頼など云ける、兩三人般若寺の大道より、上りての方、三段ばかり入て、火葬申てけりとぞ、承りしと申けり、加様の事は、人のうち云と、正しく尋ね聽くとは、かはる事に侍りとあれば、後説は實況なり、借是夜忠通の藤氏長者を復し、應て清盛、義朝ら戰場より歸参して、委細に奏聞しければ、朝廷檢非違使を遣し、新院の三條烏丸の御所を始め、頼長の壬生の第以下、叛人らの第宅を燒毀し、餘黨を逮捕せしめ、京師全く平靜に歸せしかば、檢非違使源季實らを、大和に遣し、落人を搜捕せしむ、十日の曉、新院は、仁和寺覺性法親王の許に、一と先逃れ給ひしに、法親王は、御對顔だになかりければ、寬遍法印の坊に入らせ給ひ、やがて御落傍あせらる、依て斯と仁和寺より奏しければ、式

部大輔源重成とて、嘗て新院の藏人たりし人を、遣して守護せしめ、檢非違使平實俊を遣して、新院の兩皇子を東洞院に幽せしめ、尋て二十四日、新院を讃岐國へ遷し奉り、日頃御寵愛ありし、兵衛佐局等三人を、附け參らせ、又兩皇子は仁和寺に入れて、落髮せしめ、賴長の墓には、瀧口の某を遣して、實否を檢せしめ、其子兼長、師長、隆長、及び教長らを遠流に處せらる。偕忠正、爲義らは十日の曉、所々の山中に潜匿しけるが、京師の様子は、さまで嚴しからて、賴長の子息らも、助けあると聞くより、各々剃髮して降人に出て、只管助命を願ひたりしかど、上皇の大喪をも、憚り奉らず、禁裏へ敵對したる大罪は、元より宥宥の限に非るも、新院の強て召されたる事なれば、死罪一等を減ずべきかとありしに、信西は、古來稀有の罪人なれば、宥宥あるべからずと、切に諫めしかば、何れも斬罪に決せらる。時に清盛は、忠正は叔父なれど、日頃不和の間なりと雖も、今檢非違使の手に渡り、無下の罪人の如く、河原に引出されて、斬首さるるを見るに忍びずと、奏請して己れが手に引取り、夜中に、家人に命じて生害せしめたり、依て朝廷に於ても、義朝に命じ、爲義らを引取りて、生害せしめよとありしに、義朝、子として父を害するに、忍びずと固辭せしを、清盛叔父の河原に引出されて、人手に斬

らるゝを悼みて、己が手に申受て、生害せしめたるに、義朝は、父の河原に引出されて、人手に害せらるゝを、悼まざるかとありしかば、義朝詞なく承服して、爲義賴賢らを申受て、やがて生害せしめたり、獨り爲朝は死一等を減じて、伊豆の大島へ配流せられたり、百練抄に、廿九日、源爲義已下斬罪に行はる。嵯峨天皇、藥子の亂以降行はざるの刑也、信西の諫也とあり、其人々は平忠正、源賴憲、平家弘、源爲義、賴賢、賴仲、爲家、爲成、大炊助平度弘、盛弘、時弘、光弘家の子、安弘同、賴弘同、新院藏人長盛忠正の子、外二人なり、物語本に、七十餘人などあるは非なり、是に於て、朝廷賞を行はれ、安藝守從四位下、清盛を播磨守に、左馬助從五位下、義朝を左馬權頭となす、義朝悦ばず、曰く、此官は先祖多田滿仲の先蹤なれば、面目とは申乍ら、義朝元は左馬助なるに、今僅に一階を陞せらるゝ條、更に皇恩とも思はず候、抑も義朝父に背き、戰を致せし事、古今希有の事なるも、全く朝命を重んずるが故なり、諺にも朝敵を平ぐる者は、其賞半國を賜はるとも申、今權頭は誠に寡少といふべしと申ければ、朝廷止むを得ず、中御門中納言藤原家成の子高季の左馬頭たりしを、左京大夫に遷して、義朝を左馬頭に陞せたり、是より天皇關白以下にも、義朝の無禮を惡まれたり、偕新院の御事は、今鏡に「八重の沙路をわけて、

くおはしまして、上達部殿上人の一人参るもなく、一宮の御母の兵衛佐略中さらぬ女房一二人ばかりにて、男もなき御旅住も、いかに心細く、朝夕に思しけん、親しく召仕へし人ども、皆浦々に、都を別れて、おのづから止まれるも、世の怖ろしさに、あからさまにも、参る事だにも、なかるべし、皇嘉門院よりも、仁和寺の宮よりも、忍びたる、御訪ひなどばかりやありけん、たとふる方なき、御住居なり、淺ましき鄙のあたりに、九年ばかりおはしまして、憂き世のあまりにや、御病も年にそへて、重らせ給ひければ、都へかへらせ給ふ事もなくて、秋八月廿六日にかの國にて、失せさせ給ひにけり略下又皇子の御事は、同書に「讃岐院の一の御子略中その御母院に具し奉りて、遠くおはしたりけるが略中一の御子も、御ぐしおろし給ひて、仁和寺大僧正寛曉と申すに、つかせ給ひて、眞言など習はせ給ひけるに略中御足の病、重くならせ給ひて、一年うせさせ給ひにけり、御年廿二三ばかりにや、略中讃岐にも、御なげきの餘りにや、御惱みつもりて、略中かくれ給ひにしかば、宮の御母も、のぼり給ひて、かしらおろして、略中御寺(勸修寺)のわたりにぞ、住み給ふ略中のぼり給ひたりけるに、ある人の訪らひ申たりければ、君なくて歸る波路にしほれこしたもどを人の思ひやらなん略中又讃岐の院の皇子は、

それも仁和寺の宮におはしますなる、法印(元性)にならせ給へる略中それも眞言よく習はせ給ひて、略中上西門院御子にし申させ給へる略中其御母は、師隆の大藏卿の子に、参河權守(師經)と申人おはしけるむすめの、讃岐の帝の御時、内侍のすけにて候はれしが生み奉り、略中讃岐の法皇、かくれさせ給へりける頃、御服はいつか奉ると、御室覺性(法親王)より、尋ね申させ給へりければ、うきながら其松山のかたみには、こよひぞ藤の衣をばきるとませ給へり」又頼長の子の事は同書「その公達右大將兼長と聞え給ひし、御母は師俊の中納言の御むすめなり、此大將殿は、御みめこそ、いと清らに、餘りぞふとり給ひ、略中御心ばへも、いとうつくしくおはしけり、次に中納言中將師長と申しは、陸奥守信雅と聞えし御うまごにや、略中その御弟は、中將隆長と申ける、それ略中中納言の御はらなるべし、皆流され給ひて、兼長は出雲師長は土佐孝長は常陸浦々に、おはせしに、中納言中將殿は歸りのぼり給ひて、大納言になり、大將などに、おはすめり、身の御方なども、幼くより、よき人にて、おはします略中琵琶はすべて上手にて、略中都わかれて、土佐國へおはしけるに、これもり、とかやいふ倍從、御送りに参りける道にて、箏のこと、得ならぬしらべ、傳へ給ふとて、そのふみの奥に、歌よみ給へ

り中をしへ置くかたみを深くしのばなん身は青海の波になかれぬ中年へて後歸りのぼり給へるに、二條の帝、琵琶を好ませ給ひて、召しければ中賀王恩といふ樂をぞ、ひき給ひける中さて元の、員の外の大納言に加はり給ひて、打續き大將かけ給へる中其外の公達は、皆浦々にてかくれ給ひにけり。又新院讃岐に御座ありし中五部の大乘經を御書寫ありて、京都に上せられしを、返されしとて、逆鱗の餘り、海に投じて三惡道を供養し、其功驗に依て、大魔王とならんと、御立願あり、と物語等にあるは非なり、吉記、寛永二年七月十六日條に、「崇徳院中御自筆、以血、五部の大乘經を書かしめ給ふ、件の經の奥に、理世後世の料に非ず、天下を滅亡せしむべきの趣、注し置る、件の經は、傳へて元性法印(院の第二皇子)の許に在り、此旨を申さるゝに依て、成勝寺に於て、供養せらるべきの由、右大辨を以て、左少辨光長に仰らる、彼の怨靈を得度せしめんが爲めか」とあれば、五部の大乘經を書し、天下を亂さん御立願は、實説なれど、其經を京師に、上せたるに、返されたるとは虚説にて、慥かに御子の許にありしなり、凡そ物語、盛衰記等の採用し難きは、此類なり、壽永二年は即平氏京師を没落の年にて、翌元暦元年、後白河帝、勅して保元の戰場たる、太炊殿の跡に、御廟を造營し、神位

には、院より兵衛佐局に賜りたる、御鏡を用ひ、粟田の宮と號し奉る、吉記の御經供養は、御廟造營に付ての、鎮祭ならん、但し安元三(治承元年)に、高倉帝、勅して謚を奉り、且頼長にも贈官位ありたり、九條兼實(月輪禪閣)の日記王海、安元三年七月廿九日條に「已の刻右中辨親宗、院の御使として來り云中讚岐院々號並宇治左府贈官位等の事、來月三日、此事を仰らるべし云々、後聞、今日院號、並贈官位等の事行はる云々、使惟益、詔書宣命等書記す、詔、宥退而後優者、聖代之守訓、褒賢而追賞者、明時之舊蹤也、故左大臣從一位藤原朝臣、器韜、珪璋、才叶、廊廟、陰陽變理之昔、漢牛無春喘焉、噓句奏宣之時、胡馬不南牧矣中贈太政大臣正一位、安元三年七月二十九日」とありて、此時讚岐院と稱し奉りしを、改めて崇徳と謚を上りしにて、是らの事を、平氏世を亂しければ、院の御崇りとして、御追祭ありしと、物語等にあれど、元より迷信の世態なれば、御崇りを怖れたるには、相違なきも、此時朝廷の禮典等、度々の火災に燒失して、其正鵠を知るに由なきは、既に臺記仁平三年四月十五日條に、「法家の文章、文倉灰燼となる、兵範記就中樋口町尻江家文庫(大江家)開闔する事能はず、萬卷の圖書片時に灰燼となり畢、是朝之遺恨人之愁悶也」とあるにても、其一端を知るべし、然るに幸にも頼長の

臺記ありて、之に據りて古今朝廷禮典の沿革より、縉紳家の儀則まで悉く載せつれば、大に研鑽に資し、實に一大寶典なるを以て、所謂罪を惡みて、其人を惡まざるの恩典に出たるは、詔書の器珪璋を韜み、才廊廟に叶ふ、とあるにても、其御追賞に出たるを推知すべし。

第七十六節 大政の革新と御讓位

先きに後三條天皇政權の下移を慨し給ひ、革正の御圖ありしも、其事半ばに至らず、御登遐あらせ給ひしより、政綱再び弛ぶ、天皇夙に之を革正の叡慮あるに、藤原信西鳥羽帝の御時より内々萬機の御諮詢を蒙りつつあるに、此人經世の材なるを以て、亦其冀望を抱き、天皇に奉仕するに及びて、彌々此決行を勸め奉り、竊かに身を以て之に任じ、保元々年亂定まるに及びて、先づ記録所を再興し、身亦其寄人となり、同時に五畿七道に課して、大内裏を造營し、且内宴を再興する等、著々歩を進めたり、今鏡に世を治め給ふ事、昔に耻ぢず、記録所とて後三條院の例にて、かみは左大將公教、辨三人、寄人などいふもの、數多置れ侍りて、世の中をしたゝめさせ給ふ、次の年保元二

中十月に、大内造り出だして、わたらせ給ふ、殿舎ども門々などの額は、關白殿忠通書せ給ふ、宮造りたる國の司など、七十二人とか位給はり中中頃、かばかりの政事なきを千世に一度すめる水なるべし中上は清涼殿、藤壺かけておはします、女房弘徽殿、登華殿などに局たひ、皇后宮、上西門院は、弘徽殿におはします、女房それも登華殿のつゞきに、つぼねして候、中宮、忻子は、承香殿におはします、その女房麗景殿に局あり中女御内大臣藤原公教の女琮子は、梅壺におはす、其女房襲芳舎につぼね給はり中東宮は、桐壺におはします、女房はその北舎に局しつゝ、候、東宮の御息所、高松院は、梨壺なれば、女房その北につぼね給はり、關白殿は、宣耀殿を御とのゐ所とせさせ給へり、近き世には里内裏にてのみ、有しかば、かやうの御すまゐも、なきに、いと中珍らかなるべし、弓矢などいふ物、あらはに持たるものや、有し物に入れかくしてぞ、大路をもありさける、都の大路をも、鏡の如く、みがきたてゝ、つゆきたなげなる、所もなかりける、世の季ともなく、かく治まれる世の中、いとめてたかるべし、實に盛んなりといふべし、大内裏造營の事を、愚管抄に「信西入道世をとりて有ければ、年頃思ひとちたる事にや、有けん中手はじめに、大内造營の事を先づ申沙汰せんと、企てられけ

る、それ聞召て、世の末には叶ふまじ、此人は、昔心の人にこそとて、敬慮に叶はざりければ、引入にけり、それを信西がばたくと、折を得て、めて度沙汰して、諸國七道、少しの煩ひもなく、さは々と、唯二年か程に作り出してけり、其間の年月、終夜算を置ける中など、人沙汰しけり、さてひしと、功程を考へて、諸國に少なく、々とあて、誠にめてたく作りなしにけり」とあり、信西の非凡なる一斑を察すべし、百練抄に保元々年二月十八日、新造大内に遷幸、三年正月二十二日、内宴を行はる、長元七年已後、百廿二年を歴て、今興行せらる中、同六年七月十九日、相撲節保安以來行はれず、三十餘年を経て興行せらる、今鏡に「斯て年もかはり(保元三)ぬれば、朝覲の行幸、美福門にせさせ給ふ、誠の御子に、おはしまさねども、近衛の帝おはしまさぬ世にも、國母になぞらへられて略中二十日(二十二)の誤、内宴行はせ給ふ、百歳あまり絶えたる事を行はせ給ふ、世にめてたし、題は春生、聖化中とかや略中關白殿など、上達部七人詩つくりて参り給へり、青色の衣、春の御遊にあひて、珍らかなる色なるべし、舞姫十人、綾綺殿にて、袖ふる氣色、から女を見る心地なり、今年は俄かにて、誠の女は、かなはねば、童をぞ、仁和寺の法親王(覺性)奉り給ひける、席をば仁壽殿にてぞ、講せられける、尺八といひ

て、吹きたえたる笛、此度始て吹き出したり略中いと珍らき事なれ、七月相撲の節行はせ給ふ、これも久しく絶えて、年ごる行はれぬ事なり、十七番なん有ける、古き事共のあらまほしきをかく行はせ給ふ、有難き事なり、且は君の御すぐせも、かしこくおはします上に、少納言通憲といひし人、後は法師になりたりしが略中この御時にはひとへに世の中を執行ひて、古きあとをも起し、新しき政事をも、速かに計らひ行ひける略中かの少納言、漢のふみをも博く學び、日本心も、かしこかりけるにや、天文などいふ事をさへ習ひて、才ある人になん侍りける、齡さまで、古き人にて、侍らざりし、愚管抄に「内宴行ひて、妓女の舞などして、こはいかにと、覺ゆる程に、沙汰しけり、さて大内にての御所にて有ければ、御懺法などさへ、あしかるべき事にも、候はずとて、行ひまいらせなんどしてありける」以て、信西が上下の歡心を得たるを察すべし、斯して、保元三年に御讓位ありたり、今鏡に「八月十六日、くらゐ、東宮に譲り申させ給ふ、位におはします事三年なりき、ありぬの帝にて、御心のまゝに、世をまつりごたんと、おもほしめすなるべし、さきくの帝、位につかせ給ひ、院など申せども、我まゝにせさせ給ふ事は、あり難きに、並ぶ人もおはしますさず」とあるにて、聖慮の程を察す

べし、即ち同月十七日、太上天皇の尊號を上る。時に寶算三十二、此日高松殿に遷御、嘉應元年六月十七日御落飾御法諱行眞、同二年四月廿日、大東寺にて御受戒、安元二年四月二十七日、比叡山に於て更に御受戒、承安二年十月一身阿闍梨、文治三年八月廿二日天王寺に於て御灌頂、建久三年三月十三日、六條殿に於て崩御、寶算六十六、同十五日蓮華王院の東法華堂に葬り奉り、後白河院と諡を上る。

二條院御諱は守仁、先帝第一皇子、御母は贈皇太后藤原懿子、大納言經實の女、保元三年八月十一日御踐祚、寶算十六、十二月二十日大極殿に御即位、明年四月平治と改元す、万機は上皇の御親裁にて、信西舊の如く政局に當る、今鏡に「年もかへり(平治元)しかば、正月三日朝覲のみゆきとて、院へ行幸せさせ給ふ、二十一日今年も内宴ありて、上達部七人四位五位十一人、ふみ作りてまゐる略中序は永範の式部大輔ぞ、かゝる略中題は花下歌舞を催すとかや、法性寺のおとゞ(忠通)奉り給へり略中舞姫、ことしはうるはしき女舞にて、日頃より、ならはされけるとぞ略中通憲の大徳、樂の道をさへ好み知りて、さもありぬべき女ども、習はしつゝ、神の社などにも、参りて舞ひあへりと聞き侍り略中二月廿四日、后立ち給ひき、鳥羽院の姫宮にて、高松院、妹子内親王、東宮の御

時より、女御におはしまし、中宮に立ち給ひて、もとの中宮は、院の后略中皇后宮にあり給ふ、ことしぞ(十一月廿三日)大嘗會略中御かたゝ略中おはしまさぬ(皇子女)程なれば、上は清涼殿ばかりにて、常のやうにおはしまして、藤壺には、中宮ぞおはしましける、殿(關白)の御とのる所は、猶宣耀殿なり、いつくも廣らかにて、いとめて度聞え侍りし、偕御踐祚と共に、關白忠通罷む、依て其子右大臣基實を以て、之に代ふ、時に年十六、少年の關白之を初めとなす、蓋し院政以來、關白の空位たる、是に至り之を形式にまで露はしたり、されど關白の實際は、猶忠通に在りしなり、忠通の事蹟一斑は、今鏡に「法性寺のおとゞは略中御母六條の右のおとゞ(顯房)の御ひすめ、仁和寺の御室覺性法親王)と申し、一つ御はらからにおはしまし、略中其北のまんどころ、昔は白河院略中にめして、宮生み奉りける程に、富家の大臣(忠實)若くおはしける時に、はつかに覗きて、見給へる事ありけるより、御病ひになりて、惱み給ひけるを、院に申させ給ひたりければ、略中賜らせ給ひけるとかや、略中此大臣、保安二年のとし、關白にならせ給ふ、御年廿五、略中同四年正月に、讃岐の帝位に就かせ給ひしかば、攝政と申き、帝おとなに成せ給ひて、關白と申し程に、近衛の帝位に、即かせ略中又攝政にならせ略中一院(後白河)位

につかせ給ひしにも、又關白にならせ略中四代の帝の關白にて、ふたゝび攝政と申き、昔もいと類ひなき事にこそ略中二條の帝位につかせ給ひし時略中右のおほいまうちぎみ(基實)に關白ゆづり略中大殿とておはしましゝに、應保二年に御ぐしおろさせ給ひてき御年六十六略中長寛二年二月十九日、六十八と聞へ給ひし年、かくれさせ給ひ略中昔まだ幼くおはしましゝ時、春日の祭の使させ給ひし時、内侍周防の略中いかばかり神もうれしとみかさ山二葉の松の千代のけしきを略中祈り奉りたる、しるしありて、めで度久敷させ給ひき、法性寺の御堂の御所など作りて、貞信公の御堂の傍らに、住せ給ひしかば、法性寺殿とぞ申略中才學もすぐれて、おはしましける上に、詩など作らせ略中歌よませ給ふ事も、心たかく、昔の跡を願ひたる様なりけり、管絃のかた心にしめさせ給ひて、箏の琴をむねと、御遊などにもひかせ給ふ略中手書かせ給ふ事は、昔の上手にも耻ぢず略中まなも假名も略中すぐれておはしましき、内裏の額ども、古きをばうつし、失せたるをば更に書せ給ふ略中院宮の御堂、御所などの色紙形は、いかにばかりかは、多くかゝせ給ひし略中また幼くおはしましゝ時より、歌合など、朝夕の御遊にて、基俊頼俊などいふ、時の歌よみどもに、人の名かくして、判ぜさせなどさせ給

ふ略中よしの山みねの櫻や咲ぬらんふもとの里に匂ふ春風などよませ給へる略中されば文の心はべ(意)しらせ給ふ事深く略中白河院にも、三卷の詩えらびて奉り給ひ、基俊の君にも、からやまとの、をかしき言の葉どもをぞ、えらびつかはさせ給ひける略中又作らせ給へる、からの詞ども、御集とて、唐の白氏の文集などの如くに、事好む人もてあそぶとぞ承はる略中法文のかたは、底を極めさせ給ひて、山三井寺、東大寺、山階寺など、智恵ある僧綱大徳も、内裏に御讀經など勤むる折に、御簾の内にて、深き心尋問はせ給ひ、我殿にて入講など行はせ給ふ、折節の事につけて、經論の深き事、ひろき心汲み盡くさせ給はぬ事、なくなん」とあれば、其政事の才に於ては、弟頼長に及ばざるべくも、諸事に多能なるは、決して凡庸の器に非るなり、さればこそ、空位にもせよ、長く關白の地位に在しなれ。

第七十七節 平治の亂

右の如く、めで度御登極あらせしに平治元年十二月に、中納言右衛門督藤原信頼前下野守源義朝主謀として、叛亂を起せり、其原由は、是より先き、平氏は、既に堂上に列

して、清和源氏は其下風に立しを、義朝常に憤りを含みつゝありしに、是時平清盛は兵部少輔平時信の女時子(後ち從二位に叙し剃髪して二位の禪尼と稱す)を娶りしが、此時信は、葛原親王(桓武天皇の皇子)の御子、大納言高棟の裔にて、周防の内侍祐子内親王家の紀伊などは、此家より出たり、清盛の室時子の妹滋子は、高倉帝の御生母、建春門院(後白河上皇の内侍として、御寵愛を蒙れるより、清盛にも御覺かゝりて、中國大國の守より次第昇進して、太宰大貳となり、且其間勅を奉じて、宮室は勿論、寺塔等數多造進せるより、加階して三位に叙し、公卿の列に上り、名聲隆々たる上に、其子重盛、其弟頼盛等も、殿上人に列してけるに、義朝は、保元の亂後、恩賞要請等の事ありしより、上下の厭惡を招ぎ、僅かに五位に過ぎざりしかば、庸人の常として、只管世を恨み、人を嫉みつゝ、在りしに、信西は、藏人實乗の子にて、其身家聲は甚高からざりしも、御乳母人紀の二位を、娶りてより、上の御覺え頓にめて度、其子即ち紀の二位の所生は、母の蔭により、特に擢んでられて、長子俊憲は、參議右大辨に、次子貞憲は、右中辨、三子成憲は、右近衛少將に進みて、何れも時めけるを見て、義朝は、信西の權勢に依らんと思ひ、其第四子に、已れが女を嫁せんと、請ひしかば、信西もさるもの、當時上下に

厭惡されつゝ、義朝に姻を結ぶは、元より好ましからざれば、これを謝絶して、後日清盛の女を娶りしは、信西も、中々抜目なき仕方なるに、之ぞ義朝が、信西を恨みたる原因なりしに、其頃藤原信頼といふ人は、中の關白道隆八世の孫にて、幼より上皇に奉仕し、御覺えも殊にめて度、中納言右衛門督に任ぜられ、常に御左右に昵近せしが、近衛大將の欠員あるに當り、己れ之に任ぜんと、内奏せしに、上皇之を信西に御諮詢ありしに、信西は大將は尤も其器を撰まざる可らず、信頼の如きは、門地はともあれ、其器に非ずと奏せしかば、上皇も實に尤も思ひ、信西の望は叶はざりしかば、信頼は信西に憤りを含み、之に報いんと思ひつゝ、中にいづしか、義朝と心を合せて、其機を瞰ひ居しに、會々清盛、子息らを携へて、熊野參詣に赴きしかば、是幸ひと、信頼、義朝合體して、十二月九日夜に乗じて、叛逆を企て、上皇御所に押寄せ、放火して、切入りたれば、宿衛の人々驚き、周章、逃げ廻るを切立てければ、右衛門少尉平康忠、左兵衛大將大江家仲等、奮闘せしも、遂に亂軍の中に戦死したり、其概略は、愚管抄に「東宮に御讓位ありて、太上天皇にて、白河、鳥羽の定にて、世をしらせ給ふ間に、忠隆卿の子に、信頼といふ殿上人ありけるを、あさましき程に、御寵ありけり、又北面の下臈共に、信成、信

忠、忠爲、爲康など云もの共、兄弟にて出来などしければ、信頼は、中納言、右衛門督になされ有けるが、この信西は、まだ我子ども俊憲、大辨、宰相、貞憲、右中辨、成憲、近衛司などになして、中俊憲ら才智文章など、誠に人に勝れて、延久の例に、記録所おこし立て、ゆゑしかりけり、大方信西が子どもは、法師共も、數しれず多かるも、皆様々に、よき者に有ける程に、此信西を、信頼そねむ心出来しを、義朝、清盛とて、源氏平氏にて候ける中此亂の後に世をとらんと思へりけるを、義朝と一つ心になりて、はたと謀叛を起して、それも義朝、信西底に意趣氷りにける也、信西は時にとりて、左右なきなるに、義朝、清盛とて並びたるに、信西が子に時憲とて、後に信濃入道とて、西山往生院にて中決定往生したりと世に云聖のひのありしが、男に俗て、さかりの折ふしに、義朝は、これ聲にとらんと、信西にいひけるを、我子は學生なり、汝か聲に當らずと、信西も、義朝の人格を厭惡せるより、文人にて、武人の聲に當らずと體よく謝絶せしなり、荒らか返事して、不聞程に、やがて無程、當時の妻紀の二位が腹なる重憲を、清盛が聲になしける中平治元年十二月九日の夜、三條烏丸の内裏院の御所にて在けるに、信西子共具して、常に候けるを、押しこめて皆打殺さんと、支度して、御所をまきて、火をかけて、さて中

門に御車をよせて、師仲源中納言中御車よせたり、院と上西門院、二所をのせ参らせける、信西が妻成憲が母紀の二位は、せい小さき女房にて、有ける故、上西門院の裾にかくれ、御車にのりけるを、覺る人なかりける、上西門院は、待賢門院の一つ腹にて、母后のよしとて、立后もありける中此御車には、重成、光基、季實などつきて、一本御書所へ入れ参らせけり、此重成は、式部大丞源氏後に死したる所を、人にしられずとほめけり、俊貞も共に候けるは、迹にけり、信西は、笠とりて、左衛門尉師光、右衛門尉成景、田口四郎兵衛尉兼光、齋藤右馬允清實を具して、人にしらるまじき、夫としか興か昇かにかゝれて、大和國田原と云方へ行て、穴を掘りてかき埋れにけり、其四人ながら、鬚りを切て名付よと云ければ、西光、西景、西實、西印とつけたり、西光、西景は後に召仕はれて候き、信頼は、かくしちらして、大内に行幸なして、二條院當今にて、おはしますを、とり参らせて、世を行ひて、院を御書所といふ所に、居を参らせて、院に除目行ひて、信頼は、大臣大將になり、義朝は四位して播磨守に成て、子の頼朝十三なりけるを、右兵衛佐になし中信西はいみじく隠れぬと思ひける程に、猶夫興かき、人に語ると、光康といふ武士、之を聞付て、義朝が方には、求め出して参らせんと、田原の方へ行けるを、師光は大

なる木のありける上へのぼりて、夜を明さんとしけるに、穴の内にて、阿彌陀佛高く申聲は、ほのかに聞えたり、それに、あやしき火ども、多く見えければ、木より下りて、あやしき火こそ見え候へ、御心して、おはしませと、高く穴のもとへ、云入れて、又木ののぼりてみける程に、武士ども、せい／＼と出来て、とかく見廻りけるに、よくかき埋みたりと思ひけれど、穴の口に、板をふせなどしたりけるを見出して、堀出したたりければ、腰刀を持って在けるを、胸骨の上に、強くつき立て、死して在けるを、堀出して、頭をとりにて、いみじ顔に持て参りて、渡しなど、梟首しけりとあり、物語本に、信頼は、前出雲守源光保を遣して、信西が行方を、搜索させたりとあるは、誤りなるべし、偕清盛は熊野に至り着き、未だ巡拜も終らざるに、京都より早打を以て、時變を告來りしかば、惚忙として、歸路に就しが、一時驚愕したる情況は、同書右の續きに、清盛は、中子の越前守基盛と、十三になる淡路守宗盛と、總勢十五人をば具したりければ、是より唯筑紫さま清盛太宰大貳なる上に、西國に領所ある故や、落て、勢人數つくべきや、などいひしに、湯淺權守といひて、宗重といふ紀伊國に武者ありて、たしかに三十七騎ぞ有ける、其時はよき勢優勢にて、唯おはしませ、京へは入れ参らせんと云けり、熊野の湛

僧は、士の數には得ならて、此上もなき、鎧七領をば、弓矢皆具たのもしく取出て、さうなくとらせけり、又宗重が子の十三なるが、紫草の小腹卷の有けるをぞ、宗盛にはさせにける、是に依て、清盛さらばとて、歸京の途に上りしに、中途にて、良等平家貞ら兵を率ゐて來り迎ひしかば、十二月十七日に歸京してけるが、信頼、義朝らは天皇上皇を擁して大内に籠り居る事なれば、如何とも手の出すべき様なく、又義朝もいかにも無勢なれば、自ら出て清盛を討ん事も、叶はざりしに、内大臣藤原公教を始め、心ある人々は、信頼、師仲らは、とても世を治むべき、器にあらざれば、密に清盛に勸めて亂臣を征討すべしと、ありしかば、清盛先づ敵の心を和らげんと、此人を介して、一族の名簿を、信頼の方に贈り、異心なき由を申名簿は公教が書しと愚管抄にありさせければ、信頼大に悦び、返す々々悦びて承り候ぬ、此旨を存候て、何事も申承るべし、尤本意に候と返答せり、古事談に、平治合戦の時六波羅入道清盛、南山より歸洛、翌日婿の侍從信親信頼を、父の許に送り遣し、供の侍四人、皆布衣の下に腹卷を着たり、難波三郎經房、館太郎貞安、平次郎右馬允盛、信伊藤五景綱云々、下野守義朝之を見て、感じて云、天晴の者共や、各一人當千也、歸出之後、定めて御方不敵之山を申さしむか

とありて、物語も斯くあれど、清盛の聳とは、諸實錄、系圖等にもなければ、誤傳なるべし。是より先き、信賴は、信西の首を、大路を渡して、獄門に掛け、且其居第、姉小路西洞院にあるを、焼拂ひ、其子俊憲を出雲に、成憲を下野に、貞憲を隱岐に、長憲を阿波に、維一に繼憲を安房に、法眼淨憲を丹波に、法橋寛敏を上總に、大法師勝憲を安藝に、澄憲を信濃に、憲觀を陸奥に、覺憲を伊豫、明遍を越後に配流し、僧は度牒を褫ぎ、上卿は大納言藤原忠雅、職事は藏人右中辨藤原成賴之を奉行して、既に信西に對しての鬱憤を散ぜしに、義朝も、今清盛が一族の名簿を、信賴に出して、其麾下に屬する意を表せしかば、己れ信賴が參謀として、自然と清盛の上に立つ事なれば、是亦目頃の不快や、散じてければ、是より東國の兵を招き寄せ、彌々平氏を押し倒さんは、容易の業なりと、漸く油断したりしかば、大納言藤原經宗、檢非違使別當藤原惟方、右中將藤原成親も、初め信賴の勢に怖れて、之に黨して、上皇主上を監せしかど、信賴漸く勢に募り、御座所に起臥し、百官を僕視する如き、亡狀を見て、今は切りに悔悟の念を生じつゝありて、兩皇の監をも緩るめしかば、清盛は外に在りて、此情況を探知し、馳て兩皇を救ひ出し、奉れり、愚管抄に「清盛は、六波羅へ入りて、前東宮學士知通の子に尹明とて、非

藏人あり、惟方は知通の聳なるが、尹明其頃は勅勘にて、内へ參らて、中々人もしらて、よかりければ、清盛は十二月廿五日丑の時、六波羅に行幸してけり、その様は、清盛尹明に細かに教へけり、晝より女房の出入する料の車と覺しく、牛飼ばかりにて、下籠の車を參らせて、置候はん、偕夜さし更け候はん程に、二條大宮の邊に、焼亡をいだし候は、武士共は、何事ぞとて、其所へ皆まうて來候なん、略中其時にその御車にて、行幸のなり候べきぞと約束してけり、略中内の御方には、此尹明候えなれたる者にて、略中伊豫内侍、少輔内侍二人ぞ心得たりける、これら先づ璽の御箱、寶劍どもは、御車に入てけり、したくの如くにて、焼亡の間さりけなしに、御車をやり出してけり、さて火消て後、信賴は焼亡は別事候はずと、申させ給へと、藏人して、伊豫内侍にいひければ、左申候はめとて、この内侍どもは、小袖ばかりきて、かみわきとりて、出にけり、尹明は、靜かに長櫃を設けて、玄象、鈴鹿の御笛の箱、太刀、契の唐櫃、日の御座の御太刀、殿上の御椅子など、さだし入て、追さまに六はらへ參られければ、武士どもあさへて、弓長刀さしちかへくして、固めたるが、誰が參らせ給ふぞと、云ければ、たかく、進士藏人尹明が御物持せて、參りて候也と、申させ給へと、申たりければ、馳て申てけるか、とく入れよ

とて、参りけり、ほのくとする程なりけり、やがて院の御幸、上西門院、美福門院御幸どもなり、入らせ給ひて在りけり、清盛の詭計の巧妙なるは勿論なれど、以て信賴義朝らの迂愚を察すべし、是に於て清盛諸公卿を六波羅の第に招く、前關白忠通、其子關白基實と共に至る、基實は信賴の聳なるを以て、諸公卿之を危ぶみ、内大臣公教、清盛に其意を示す、清盛、一の人は、御参りなくば、此方より迎ひ申べき事なるに、早く入れ申させ給へと申ければ、諸公卿亦安堵せり、依て清盛勅を奉じて、大内に留る所の、亂臣掃蕩の兵を差向けたり、愚管抄に、清盛は中その夜中に京中に、行幸六はらになり候へぬるぞくとの、しらせけり中内裏には信賴、義朝、師仲、南殿にて蛇の眼ぬける如くにて、ありけり、後に師仲申けるは、義朝は、其時信賴を、日本第一の不覺人なりける人を頼みて、かゝる事を仕出つると申けるをば、少しも物もえいはざりけり信賴義朝の狼狽察すべし、紫宸殿の大床に立て、鐘とりて着ける時、大刀契、小唐櫃の、小鈎を、守刀に付けたりけるを、師仲中内侍所の御體を、懷るに入て持たりける、たべ其鈎、これに具し参らせて持ん、其刀に付けて、無益也と云ければ、誠にこそとて、投おこせたりければ、取て、何地までも御身を離れ、申ましきとて中やがて義朝は、兜

の緒をしめて打出ける、馬の尻にうち具してありけれど、一條の小路に入りけるうへは、散々にうち分れてけり、偕六波羅よりは、内へよせけり、義朝は又いかさまにも六はらにて、尸をさらさん、一あてしてこそとて、よせけり、平民の方左衛門佐重盛、三河守頼盛の二人こそ、大將軍の戦はしたり中重盛が馬を射させて、堀川の材木の上中に、弓杖つきて立て、乗替にのりける、ゆゆしく見へけり、鎧の上の矢ども、折かけて、各々六波羅に参れり中勝ての上は心も落居て、見ものにてこそ有けれ、義朝は又、六波羅の旗板の際までかけよせて、物さはかしくなりける時、大貳清盛は、ひた黒にさうぞき装束て、かちの直垂に、黒草あどしの鎧に、塗篋の矢おひて、黒き馬に乗て、御所の中間の廊に引よせて、大鍬形の兜取て、緒しめて打出ければ、歩武士の侍二三人、馬にそひて走りめぐり、物さはかしく見候也といひて、ばたくと打出けるぞ、時にとりて世に頼母し中義朝が方には、郎等わつか甘人か内に、なりにければ、何わざかはずせん、やがて落て、いかにも東國へ向ひて、今一度會稽を遂んと、思ひければ、大原の千束が、がけにかゝりて、近江の方へ落にけり中清盛は、大内裏の、信賴が宿直所に、昨日誓てやりたる名簿を、其まゝにて、今日取返しつるとしてこそ、笑ひけれ、信賴は仁和寺

の五の宮覺性法親王の御室へ、参りたりけるを中五の宮より、参らせたりけるに、清盛は、一家の者共あつめて、六波羅のうしろに、清水ある所に、平張幕うちてあり居たりける所へ、成親中將と、二人を具して、前に引居えたりけるに、信頼は、あやまたぬ罪なき由云ける、世にくわろく聞へけり中清盛は、何條とて、顔をふりければ、心得て引立て、六條川原にて、やがて頸きりてけり、成親は、家成中納言の子にて中信頼に、くみせられて有けるに、かゝるべきとがならねば、とがもいとなかりけり、武士とも、何れもく程々の刑罰は、行はれにけり、百練抄に「平治元年十二月九日夜、右衛門督信頼卿前下野守義朝謀反、放火上皇三條烏丸御所奉移、上皇上西門院於一本御書所、十七日、少納言信西首、延尉於川原請取、渡大路西獄門の前の樹に懸く、件の信西中前出雲守光保尋ね出し所也、廿五日、主上、中宮、偷かに清盛朝臣六波羅の亭に出御、上皇仁和寺に渡御、廿六日、官軍を大内に遣し、信頼卿已下の輩を追討す、官軍分散、信頼の兵勝に乗じて襲來り、六條川原に合戦、信頼、義朝ら敗北、信頼仁和寺に至る常陸平經盛を遣し、信頼を召取、斬首其外被誅者多、以上は實説の概畧なり。是に於て、清盛に勅して、賊類を搜捕せしめ、信頼の子信親、信頼の兄兵部權大輔基家、民

部權少輔基通、弟尾張少將信俊ら、皆解官斷罪せらる、中にも中納言師仲は、義朝と共に、内裏を出しが、先きに内侍所の御櫃より、御正體を取出し、懷中してければ、途より義朝に分れて、六波羅の皇居に参じたり、百練抄に「永曆元年四月十九日、内侍所神鏡、新造の唐櫃に納め奉る、去年十二月廿六日、信頼卿逆亂之日、師仲卿、件の御唐櫃より、御體を取奉り、桂邊に於て、一宿を經、其後、清盛朝臣六波羅の亭に渡し奉るとありて、此功に依て罪を免るされ、經宗、惟方、成親らも、一旦叛臣に黨したるも、主上御潜幸の事を、計ひたるをもて、同く其罪を免るされ、又清和源氏の中にも、頼政らは、初め義朝の手に屬して、六波羅に向ひしも、皇居なるを知れるより、途より引返して合戦せざるを以て、宥せられたり、時に義朝の子頼朝、父に従て、上皇御所を襲ひ、剩へ信頼私しに除目を行ふに當り、右兵衛佐となり、義朝京都を逃るゝに及び、共に逃走せしが、途にて野伏らに妨げられ、遂に義朝に離れ、近江國淺井郡の村里に潜匿せしが、平頼盛の家人、右兵衛尉宗清の爲に、逮捕せられ、既に死罪に決せしに、年僅か十三、且其容貌、頼盛同母弟、故家盛に酷肖たるを以て、頼盛の母池の禪尼、深く之を恤み、清盛に就て、其死を宥せん事を苦請す、依て死一等を減じて、之を伊豆國蛭が島村名にて島に

非ず配流す、又義朝の長子義平、幼より粗豪を以て父に忌み、武藏の領邑に逐はれしに、叔父義賢と、事に依て争闘し、遂に之をす、京師に還るに及び、世に惡源太と稱へられ、此亂父に従て、戰鬥甚だ勉む、軍敗るゝに及び、疾く東國に赴き、兵を起さんと謀りて成らず、再び京師に入り、潜匿して竊かに清盛を覗ひしに、遂に露はれて逮捕せられ、六條河原に於て斬に處せらる、偕義朝の死は愚管抄に「義朝は馬にも得のらず、かちはだしにて、尾張國まで落て、足も疲れたれば、郎等鎌田正清が舅に、大矢の左衛門尉宗恒が末孫に、内海莊司平忠致とて有ける家に、うちたのみて中行着たりける、待悦ぶ由申て、いみじくいたはりつゝ、湯わかしてあぶさんしけるに、正清事のけしきをさとりて、こゝにて討れなんずよと、いひければ、さうなく皆落たりける、今は頸打てよと云ければ、正清、主の頸打落し、やがて我身も自害してけり、さて義朝の頸は、とりて京へ參らせければ、渡して東の獄門の、あての木にかけたりける、その頸のかたはらに、歌よみて書つけたりけるを見れば、下野は木の上紀の守にこそなり、にけれよしとも見へぬ掛司かつかみ任官かなとなんよめりける、是を見る人、か程の歌の中に、これ程一文字も、あたらぬ歌こそなけれと、のゝしりけり、九條の大相國伊通公

ぞ、かゝる歌よみて、多く落文にかきなどしけるとぞ、時の人思ひたりける、右の如く、此叛亂鎮定は、全く清盛の功なるを見て、翌永曆元正月改元す年六月に、勸賞行はれ、清盛は正三位に、重盛は伊豫守、基盛は大和守、頼盛は尾張守、其他數輩恩典に浴したり。

第七十八節 兩御所親臣の軋轢と平氏の榮進

平治の亂は、全く上皇、御親臣の信頼、信西の軋轢に起因せるを以て、天皇の御親臣らは、上皇の萬機親裁を以て、不祥となし、天皇の親裁を冀望せるより、事毎に上皇を抑制し奉らんと謀り、既に平治の有功者勸賞の時、上皇は、信西が罪なくして、梟首されたる上に、其子何れも流罪せられしを、恤れませ、赦免歸京せしめん、聖慮なりしを、大納言師仲、經宗、檢非違使別當惟方らは、信西が子俊憲、貞憲、歸洛復任有に於ては、必ず師仲ら、信頼に黨して、非義の事のみなせるを、逐一に折を以て内奏に及ば、兼て上皇には、御親臣の事なれば、其言採用し給は、師仲は内侍所の守護、經宗らは六波羅潜幸を計ひしとて、虎口を免れしも、再度其功罪を論ぜらるゝに至るべく、然らば

彼れ俊憲らは、父信西の家學を襲きたる輩なれば、典刑を正して、寛假する所なかるべし、との畏怖心より、此輩、天皇に内奏して、保元の亂よりして、信西事毎に法を執る事、嚴に失し、大に人心を失ひて、遂に斯る大亂となりしなれば、今信西死して間もなきに、其子の赦免歸京とありては、借は何時先きの返報に、いかなる事をかなさんと人々疑懼の念を懷きて、再びいかなる變を生ぜんも計り難ければ、彼らの赦免は、然るべからずと、切に諫めしかば、上皇も其理由ある詞に、是非なく默止給ひしが、是より先、近衛天皇の中宮藤原多子は、實は大炊御門右大臣藤原公能の女なれど、頼長の猶子として入内ありし事なれば、世の憚りを思されて、院號も上らずおはしけるを、天皇其美をめで給ひ、宮中に召れんとありしに、中宮は前關白忠通の女なる上に、畏こけれど、御破倫の御事なれば、上皇も、忠通も之を諫め給ひしかど、經宗、惟方らが計ひとして、いつしか宮中に迎ひ取らせ給ひたり、されば今に傳へて、二代后とさへ稱へ奉るに至る、蓋し後は天皇と御同齡なり、されば愚管抄に「後白河院をば、翌永曆元正月六日に八條堀川の顯長卿の第におはしまさせけるに、其家に棧敷の有ける、院はそこより大路御覽じて、下衆など召寄られければ、經宗、惟方など沙汰して、堀川

の棧敷を板にて外より、むず／＼と打付てけり、か様の事共にて、大方二人して、世をば院にしらせ參らせじ、内の御沙汰にてあるべしと、云ける、ぞれ聞し召て、院は清盛を召て、朕の世にありなしは、此經宗、惟方にあり、これら思ふ程いまして、參らせよと、なく／＼仰有略中御前には、法性寺殿もおはしましけるとか、清盛又思ふ様や有けん、忠宗、爲長と云二人の良等して、此二人をからめとりて、陣頭にいざなひ、御車の前に引居へおめかせ略中やがて、經宗は阿波、惟長を長門へ流しけり、然るに此頃院中には、平滋子、上皇の御覺えめて度よりして、其兄時忠、漸く院中に勢ひを得、從つて清盛も、其姻戚なるをもて、次第に上皇の御信任を蒙りしにて、愚管抄に「二條院は、世の事は一向に行はせ參らせて、押小路東洞院に、皇居つくりておはしまして、清盛が一家の者、おさなき子供の、とのゐ所造りて、朝夕に候はせけり、此事を物語類に、少年を京中に放ちて、平家を誹る者を搜らせたりと作れるならん、いかにも／＼、清盛も、誰も、下の心には、この後白河院の御世にて、世をしろし召事をば、いかゞとのみ思ひける、清盛はよく／＼敬みて、あなた天皇こなた上皇はしける、以て清盛の苦心の程思ふべし、されど天皇、上皇の御不協なりし一班は、同書右の續きに「後白河院は多

年の御宿願にて、千手千體の御堂を造らんと、思召けるを、清盛奉りて、備前國にてつくり参らせければ、長寛二年十二月十七日に、供養ありけるに、行幸あらばやと、院は思召たりけれど、二條院は、少しも思召よらぬさまにて、有けるに、寺司の勸賞申されけるをも、(天皇へ)御沙汰はなかりけり、親範職事にて奉行して候ける、御使しけるに、此御堂をば、蓮華王院につけられたり、略中御前へ召て、いかにと院の仰られければ、親範、勅許候はぬにこそと申たりければ、院は御目に涙を一はたうたせて、やゝ何の憎さによ、々々と仰られて、親範がとがとまで思召れにし、恐候てぞ、親範は物語り侍り、斯る御有様なる中に、永曆二(應保元)年、平滋子皇子高倉帝降誕ありしが、天皇は未だ皇子おはしまさざるより、一疑獄は起りたり、愚管抄に「平治元年より、應保二年まで、三四年程は、院内申合せつゝ、同じ御心にて、いみじくありける程に、主上を呪咀参らせける聞えありて、賀茂の上の宮に、御かたちを書いて、のろひまいらする事、見あらはして、實長卿(權中納言藤原)申たりけり、かうなきもの、からめられたりければ、院の近習の者資賢卿といふ、格勤の人の所爲と、あらはれにけり、其六月二日、資賢が修理太夫解官せられぬ、又時忠卿は、高倉院の生れさせ給へる時、妹の小辨殿うみ参

らせけるに、ゆゝしき過言したりけるより、物語本などに平氏に非るは人に非ずといひしとは、此事を作れるならん、披露して、前年の解官せられ、略中資賢卿は、應保二年六月廿三日流され、略下然るに長寛二年十一月に、天皇の皇子降誕ありしかば、上皇は物議を避け給はんとて、か此年平清盛は、其女寛子とて、時子の腹なるを、關白基實の政所に入れたり、但し初めは政所に立ずしが、此寛子は、東三條の弟に居て、世に白河殿と稱へられたれば、蓋し先きに正盛忠盛の院の仰をうけて、扶持し仕へたる、白河殿(祇園女御)の猶子として、其遺領、稱號をも、繼承せしと想はる、故に其蔭に依て、關白を聲とせしならん、然るに基實には、既に子基通ありし故か、上皇の思召にて、白河殿の叔母たる、滋子所生の第五皇子(高倉院)を、猶子となさしめたり、茲に於て、其父清盛は、准外祖の御姻みとなりければ、官は參議より中納言、大納言と年を追ふて昇進せり、蓋し清盛は、父忠盛以來、武功は勿論、功勞、御所寺塔等の造進も多きに、今又上皇、天皇との御間に付ても、少なからぬ忠志を盡せるを以て、上皇にも、温く御依頼の叡慮にて、斯く特殊の恩遇はありしなり。

右の如く、兩宮の御間、漸く洋々として和融せるに、永萬元年夏の初めより、天皇御惱

にて、日に重らせ給ひければ、六月二十五日、遂に第二皇子に御讓位あり、二十九日太上天皇の尊號ありて、七月廿八日、遂に二條皇居に於て崩御、御在位七年、寶算二十三、皇代記に、日來邪氣に依て崩じ給ふとあり、八月七日高隆寺に葬り、皇居の稱號に依て諡を上る、今鏡に、末の世の賢王におはしますところ、うけたまはりしが、御心ばへも深く略動かし難くなん、おはしましける、廿三におはしまし御年、御病重くて、若宮にゆづり申させ給ひて、幾ばくもおはしまさざりき略善くおはしまし、帝とて、世も惜み奉る、とありて、御在世の短きため、御事蹟の拜すべき事は少し。

六條院、御諱は順仁、先帝第二皇子、御養母中宮育子、前關白忠通の女、御實母は大藏大輔伊岐盛衰記には紀とあり、兼盛の女、長寛二年十一月十四日降誕、永萬元年六月廿五日、御父帝御惱重らせ給ふを以て、俄に親王宣下、直ちに立て皇太子となし、即日御受禪時に寶算僅かに二歳、依て公卿劔璽を奉じて、其御在所土御門高倉の御所に參して、御踐祚の由を奏す、七月二十七日大極殿に御即位、關白基實政を攝す、明年八月仁安と改元す、十月十日上皇第五皇子憲仁親王を立て、皇太子となす、御年六歳、天皇より長じ給ふ事三歳、且御系統に於ては御叔父たり、依て其御生母平滋子(小辨殿)を

尊んで建春門院と號し、關白基實の政所平盛子、亦御准母たりしを以て、准三宮宣下あり、其父清盛亦准外祖たる姻みを以て、特に内大臣に陞せ、其子重盛、宗盛等は、建春門院の御猶子となされ、其明年清盛を太政大臣に陞せ、隨身兵仗を賜ひ、牛車等の宣下ありて、幾ばくもなく之を辭し、其子重盛らは、畏くも東宮と、從母兄弟の御姻みなる上に、建春門院の御猶子として、東宮と准御連枝の御姻みとなりければ、重盛中納言より大納言に、宗盛は右兵衛督より參議に、知盛は少將より三位の中將に昇進し、其領邑は、功田として總て藤原氏の外戚と、同様の例となれり

第七十九節 藤平兩氏の衝突

前述の如く、平氏は藤原氏の例に倣へ、一門俄に東宮御外戚の地位に進み、殊に准三宮平盛子は、東三條の御所に、猶東宮を御養育申上て、御同居なれば、御准母の故を以て、世に白河殿と稱へられて、崇敬されしかば、攝政基實に在ては、其身亦御准父なれば、藤氏の先蹤にも超えたりと、喜びつらんも、其他の藤氏に於ては、窃かに之を憤慨せしならん、然るに仁安二年七月二十六日、攝政基實薨じたり、此人の事略は、今鏡に

攝政前右大臣略法性寺のあととの、太郎にぞおはしましたし、御母從二位源の信子略中國信と申し、中納言のむすめにぞおはします略御年二十四にて、かくれさせ給ひにき、大臣のくらゐにて、十年おはしましき、此おとゞ御みめもこえきよらに略又手なども、昔の跡つぎまさせ給へり略めてたく聞えたてまつりし程に、夢のやうにて、かくれさせ給ひにし、いと悲しくこそ略贈太政大臣正一位など、後に添へ奉られ侍り とありて、俄の薨逝なれば、清盛一家の愁傷は察せらる、依て二十七日、其弟左大臣基房松殿と稱すを攝政となし、氏の長者に補せらる、時に年二十二、此事を今鏡に 御兄の攝政殿基實略中久しくおはしまさば、一の人の御子なりとも、大臣にこそならせ給ふとも、かならずしも、家の跡攝政氏の長者つがせ給ふ事、かたきを略皆夢になりて、かく忽に攝政にならせ給ひ、藤氏の長者におはします とあれば、或る一部には、崇重せざるを察せらる、茲に於て平藤兩氏の衝突は起りて、遂に平氏は、世人の怨恨を受る基とはなれり、其詳かなるは、九條兼實の日記玉海にあり、今之に據りて略言せんに、元來藤原氏の家法として、父の跡兄の跡に差別なく、氏の長者に補せらるゝに於ては、即ち一門の總領職として、猶一步を進めていひば、春日大明神の現

神として、家の重寶たる朱器臺盤官印を始め、代々の文書庄園等を、悉く相傳する頼長氏の長者の條參看せよ、例なるを以て、基房家例の如く、之を總領せんとありしに、此時故基實の政所白河殿は、現に皇太子の御准母として、其弟東三條の御所に、皇太子と御同居の事なれば、今基房氏の長者として、家の先例なればとて、文書庄園等悉く總領さするは、上皇御不同意なり、さりとて基經以來の家例を、左右なく破る事もなり難しと、種々に御思慮あらせ給ひし末、一計を考ひ出し、更に基房を以て亡兄の寡婦たる、白河殿に入婿となして、藤原氏家例の如く、文書庄園等を總領させなば、名も立て實も失はず、一舉兩全なりと、内々御定めありて、斯と内旨を下されしに、素より破倫の事なれば、清盛は一向に承伏せざるのみならず、藤氏の方に、異議紛々として承服せず、されば藤氏家例の如く、遂行すべきかとあるに、清盛は之に異議を挟みて服せず、上皇も亦御不同意にて、輒く宸裁あらせられず、時に故基實扶持たりし、中宮亮藤原邦綱後ち大納言從二位に陞るの議に依て、左の如く結局せり、愚管抄玉海にも、七月二十六日、俄にこの攝政のうせられければ、清盛の君、こはいかにといふばかり歎きてある程に、邦綱とて、法性寺殿の、近頃左右なき者にて、伊豫播磨の守、

中宮亮などまでなして、召仕ふものあり、この邦綱が清盛公の許にいき、云けるやうは、この殿下の(基實)御跡の事は、必しもみな、一の人(氏の長者)につくべき事にも候はぬなり略中北政所殿(白河殿)かくておはしましぬ、又故攝政殿の若君(基通)も、この御腹にてこそ候はねども、おはしまし候へば、知ろし召ん(所領)に、僻事にて候まじものをと、云けるを、あたに目をさまして、聞悦び、そのまゝに、云あはせつゝ、かぎりあること(定則)の領邑等共ばかりを、つけて、左大臣にて松殿おはすれば略中攝政にはなされ、興福寺、法成寺、平等院、勸學院、又鹿田、方上などいふ所ばかりを、攝籙にはつけ奉りて、大方の家領、鎮西のしまつ以下、鴨居殿の、代々の日記、寶物、東三條の御所にいたるまで、總領して、邦綱、北政所の御後見にて、この近衛殿の若君なる、やしなひて、世の政事は、皆院の御沙汰になし略下 右の如く、清盛は、邦綱の議に従へ、基房へは、氏の長者として、當然管領すべき、所謂極り切たる所領庄園のみを渡し、其餘は白河殿に管領せしめて、之を基實の子基通へ、譲る事となせしに、上皇も御異議なかりき、蓋し初め上皇の御心算は、基實の總領せし庄園を舉げて、悉く基房に總領せしめず、其幾分を割きて、白河殿に附屬せしめんとは、白河殿は、東宮の御准母なれば、薨去の後、右の

御山緒を以て、官に收めんと思されしも、茲に至り、基通に傳領さす事となりしも、猶其幾分は、官に收むべき餘地あるを以て、敢て御異議もなかりしなるべく、殊に藤原氏の重立たる人々、即ち關白基房、其弟右大臣兼實の如きは、思の外に強硬の態度を以て、家例を主張し、御内旨も其功なかりしより、藤氏の侮り難きを察して、彌々清盛の勇武を利用して、之を抑へんとなされつゝあるに、是ら藤氏の重立たる人々に在りては、愨るに、上皇の不道理なる御計ひあらんとし給ひしより、端なくも一紛議を來し、遂に清盛の爲めに、藤氏代々の家例を破られしこそ、奇怪なれと、一方上皇を恨み奉ると同時に、平氏に憤りを含む事も、益々深く成行けり、概ね人間の波瀾紛争は、表面にいかなる正々堂々の議論あるも、煎じ詰れば、利欲問題に皈着するは、古今同一轍なり、歴史研究には、尤も茲に留意するを要す、然るに上皇は、猶も藤氏の權勢を抑へんとてか、仁安三年二月十九日に、御讓位を決行あらせられたり、今鏡に世をたもたせ給ふ事、三年にやおはしますらむ、一院(後白河帝)おぼしめしおさつる事にて、東宮に位を譲り奉り給ひて、まだ幼くおはしますに、太上天皇と申も、いとやんごとなし、とあり、即ち同月廿八日太上天皇の尊號を上る、寶算五歲愚管抄に四歲

とあるは誤れり未だ御元服以前にて、上皇の尊號、前例曾てなし、玉海に、少納言信西の、上皇を評し奉る詞に、微念の及ぶ所は、聊かも人言を顧みず、之を遂行し給ふ、とあるを考ひ合すべし、斯て安元二年七月十七日崩御、寶算十三、未だ御元服なし、同二十日東山の邊に葬り奉り、六條院と諡を上る。

高倉院、仁安三年二月十九日受禪、三月二十日大極殿に御即位、攝政基房舊の如し、明年四月嘉應と改元す、今鏡に、位に即かせ給ふ御年、八つにははします、同じみかどと申せども、世の中隔てある事もなく、一院あめの下知ろしめし、御母后建春門院盛りにおはしませば、いとめて度御榮えなるべし、略中御母ささき、此帝生み奉り給ひて、略中仁安三年と申し、やよひの頃、皇太后宮に立せ給へり、今は女院と申とぞ、いとめてたき御榮えに、おはします、多くの女御、ささきおはしますに、みかど生み奉り給へりける、御すぐせ、申すも、あるかなり、略中代々の帝の御母、藤なみの御流れに、おはしますに、略中今又平の氏の國母、かく榮えさせ給ふうへに、同じ氏の上達部、殿上人、近衛づかさなど、多く聞え給ふ、此氏の然るべく榮え給ふ時の至れるなるべし、とあり、實に藤氏は代々御外戚として世に輝かれるに、是に至りて、忽ち其光彩を失ひしには、い

かに憤懣に堪ざりしやは、察するに餘りあり、偕こそ内々の軋轢は、遂に腕力沙汰と爆發せしは、玉海に、嘉應二年七月三日、攝政基房略中於途中、越前守資盛重盛卿、乘女車、相逢、而攝政舍人居飼等、打破車事及耻辱、云々、攝政歸家之後、以右少辨兼光爲使、相具舍人居飼等、遺重盛卿之許、任法可被勘當云々、亞相重盛返上云々、十月二十一日、略中此日、依可有御元服定、略中攝政參給之間、於大炊御門堀河邊、武勇者數多出來、前駟等、悉引落自馬了云々、又愚管抄には、小松内府は、いみじく心うるはしく、略中聞へしに、いかにしたるにか、父入道が教にはあらで、不可思議の事を、一つしたりしなり、子にて資盛とて在しを、略中それが無下に若かりし時、松殿の攝籙の臣にて、御出ありけるに、略中しのびたる有様して、あしく行あひて、うたれて、車の簾さられなど、したる事の、有しを、深くねたく思ひて、關白、嘉應二年十月廿一日、高倉院御元服の定め、に、參内する道にて、武士らを設けて、前駟の髻を切てしなり、是によりて、御元服の定め延びに、さる不思議ありしかど、世にさたもなし、次の日より、又松殿も出仕うちして、あられけりとあり、此事を盛衰記等には、清盛の所爲にて、重盛は、反りて之を諫めたりとあれど、諸書を參考するに、清盛は、此頃、福原輪田の濱の別業に在れば、全く重盛の所爲

なりき、そも藤原の重立たる人々、平氏に對しての心中の憤懣は、實に燃るが如くなるより、之に隨從の輩迄も、所謂切齒扼腕しつゝありしに、會ま攝政の通路に、資盛女車(女車は高貴の方に對しても下車せず)にて、忍びて行過しを、是ぞ平素の權勢に慕りて、故らに不敬をなせりと、日頃の憤怒一時に發して、暴行を加へしならん、されど基房に在ては、大局の情勢と、且は女車の慣例に顧みて、後難を慮り、資盛を辱かしめたる從者らを、重盛の許に送りて、其怒りを宥められたれば、重盛も其深切なる意に恐感して、彼從者らを還し遣はせしは、互の禮儀左もあるべき事なり、されば之に對して、報復をなすとは、言語道斷の枉暴なるが、蓋し其後ちに於ても、藤氏別して基房の從者ら動ともすれば、攝政の威勢を笠に被て、平氏に對して、無禮の所爲ありしより、重盛も、兼て藤氏の人々が、平氏に憤りを挟みつゝあるを、知れるものから、偕は過日の出來事も、從者らの粗忽に非ず、實は基房の意に出でたるならんと推して、偕こそ右の如き、未曾有の暴行を加へしなるべし、されど上皇には、猶も平氏に日眷遇ありて、翌承安元年(四月改元)正月三日、天皇御元服ありしかば、十二月十四日、清盛の三女徳子を、御猶子として入内せしむ、玉海に、法皇の姫君入内とあるは、即ち徳子の謂にて、

皇女に非るを以て、姫君と稱せるにて、表面は清盛の女に非ずして、法皇の御猶子入内なり、同二十六日女御となし、明年二月十日立て中宮となす、中宮職の人々は、平氏若くは清盛の女婿、其他平氏に親しき人々を以て、之に任じたり、そも中宮は、多く藤原氏の出にして、或は他姓、若くは皇女を立し事あるも、中宮職は藤原氏の人々、専ら之に任じ來るに、是に於て、藤氏家例は再び破られたり、但し花山院大納言兼雅あるも、こは清盛の第一女の婿なれば、藤原氏といはんより、平氏といふ方事實に近し、蓋し是上皇が、基房の家領問題に付て、頗る強硬なりし報復と、清盛亦外戚の榮を、基實一派の(自己も含む)外に、與へざる冀望とに出たり、されば清盛も、斯く優渥なる聖意に感じて、上皇の御爲め、尤も力を盡して奉供する所多々、中にも安元二年には、天皇上皇の五十の寶算を、賀し奉る時の如きは、二月廿一日より其御遊の試樂を、禁中に行はれ、帝王紀抄に、先是、於院御所法住寺殿有度々布衣舞御覽、裝束各裁錦繡、其體目不暫捨、觀者拭感涙とあり、偕當日の事を同書に、三月五日、有種々御遊、主上令調御、笛給万人稱美之、又有船樂蹴鞠事、右内兩府彈琵琶也、同六日、後宴也、樂人舞人殿上地下、乘龍頭鷁首(船なり)自最勝光院北廊參御前、入夜舞曲了、被行歡賞、還宮略と

あれば、其盛況想ふべし、但し斯る御遊なれば、保元以來は絶無なりし。

第八十節 平氏攻撃

右の如く、清盛、上皇の眷遇を蒙る事、日に渥く、爲めに一門の全盛、殆ど舊時の藤原氏の如くなりしかば、嫉妬怨憎、亦從て一門に蝟集せり、是より先き、二條上皇崩御、々葬送の時、諸寺の參席に、延曆寺の座版を興福寺の上に掲げしを興福寺僧ら之を怒り、直ちに刀を抜き、其版を切落し、祝聲を發して、其席を騒がしたる亂行ありしかば、延曆寺僧ら之を怒り、尋て清水寺に放火して、堂塔を燒拂ひたりしが、是より兩寺の軋轢、倍々甚しく成行きけるが、興福寺方ともいふべき、藤原氏長者は、漸く舊時の威勢なきに、俄かに威勢付きたる平氏は、延曆寺座主明雲僧正は、大納言源顯通の子にて、其母の姻みにて、清盛と懇親なりしかば、勢ひ常に興福寺を壓せる程なりしかど、元來延曆寺に學侶、行人堂衆とも云の二派ありて、學侶は行業練修して、僧綱に進む者なれば、操行概ね謹直なれど、行人なるものは、承仕とて、常に堂塔の掃除を始め、一切の雜事、俗務を掌り、法會の際には、堂上に參仕して、雜役を勤め、所謂半僧半俗の者

なるが、俗務即ち金穀布帛等の出納等を勸るより、自然と山中に勢力を振ひ、遂に一般僧侶の如く、法席に連なる事となりしが、元來半俗の事なれば、佛事よりも濫行を專にし、遂に座主と雖も、之を制する事、能はざるに至るもの、所謂山法師にて、其餘弊は學侶にも及ぼし、中に稀れに之に抗する者あれば、彼ら忽ち徒黨して、腕力に訴へ果は學侶行人互に相鬭争しつゝ、鎮護國家の靈場も、今は無賴惡僧の淵藪となり、興福寺亦之と同一情況にて、時々朝廷の御祈り等の法會は、實に彼れ惡僧鎮撫の手段たるの觀ありしに、嘉應元年十二月、延曆寺の惡僧ら、例の日吉の神輿を奉じて、禁中に押寄せ、神輿を建禮門の壇上に置き、權中納言藤原成親の暴狀を訴へて、其所罰を嗾訴す、然るに成親は、上皇の嬖臣なれば、之を罰するに忍びず、切に惡僧らを諭し給ふと雖も、彼ら頑として、承伏せざりしかば、遂に成親の官位を解き、備中國に配流し、其緣坐の輩數人を解官すべきに、御定めありしかば、惡僧ら承伏して引取りしが、此時院の北面に、西光法師といふ者あり、こは元は檢非違使左衛門尉藤原師光とて、少納言信西に阿附して、漸く上の御覺えを忝くせしが、信西敗亡の時、其死所までも隨從し、其所にて剃髮して、世を忍びしが、平治の亂鎮定の後、再び都に出て、院中に奉

仕せしより、成親は平治の亂に、信頼に與みして、信西の敵なるに、彼も免されて、院中に奉仕し、特に上皇の嬖幸を蒙るより、西光又之に阿附し、北面中に幅をきかせ、遂には堂上をも凌ぎつる程なるに、今成親に離れては、忽ち己の身に及ぶを以て、成親を救はん爲めに、今度山門嗽訴に付ては、全く權中納言平時忠の讒構に依て、成親冤罪を蒙ふれる由、密に上皇に讒訴せしかば、元來嬖臣の成親なれば、上皇之に欺罔せられ、僅か四日を隔て、成親を復官せしめ、即日時忠を解官して、出雲國に、其子藏人權中辨信範を備後國に配流し、其他此事に與かれる人々、解官せられたり、明年正月、成親を以て檢非違使別當となす、是に於て山門の惡僧ら、又嗽訴する所あり、依て成親の別當を罷め、時忠の官位を復す、されば承安元年十月十五日より、十七日まで三ヶ日、福原輪田の濱なる、經が島安鎮の爲め、平清盛願主として、千檀の阿彌陀佛供養法、及び四十八座の護摩供を修するに當り、上皇の叡慮として、特に勅會に准ぜられ、上皇大阿闍梨として、御臨場あらせらるゝにも、園城寺の僧綱有識等のみを用ひられ、山門等は之に與からざりしかば、惡僧ら又々不穩の色ありしと見えて、明年四月、上皇御受戒の爲めに、比叡山へ御幸ありたり、蓋し惡僧ら鎮撫的の御登山なるべし、

然るに是より先き、彼の西光が子、藤原師高といふもの、加賀介として在國せしが、其弟師經と共に暴威を振ひ、庶民の煩ひをなせしかば、同國白山の衆徒ら、常に之を憤り、屢々對捍しつゝありしに、師高兄弟之を憎みて、安元二年狩獵に托して、白山の社地寺域を、恣まゝに、從者と共に蹂躪しければ、衆徒ら大に怒り、到底腕力にては、叶ひ難きをもて、大舉して上洛し、叡山に訴へて、勅裁を仰ぐ事となせるより、流石暴逆の師高も、之に驚き、急使を以て、白山の衆徒、濫行の由を訴へしに、之と同時に、叡山よりも、師高の亂暴に依て、白山の衆徒、入洛の由を訴へしかば、朝廷座主明雲に、衆徒を諭して、歸山せしむべき由を宣下あり、且は師高が罪を、糺さるべしとありしかば、明雲此由を以て、衆徒に諭せしに、衆徒ら、國司の濫行を、處罰すべしとの旨に納得して、濫訴の事は、熄みたりしかど、朝廷即ち上皇は、西光の陳辨に欺罔されし事とて、其後ち師高の事は、何の御沙汰もなき者から、今度は、山門の惡僧ら談合して、先きに白山の衆徒ら、遠路を冒して、上洛を企てしは、偏に佛法王法(惡僧らの常に云ふ所)の爲め、國司の奸濫を訴へて、其處罰を仰ぎしに、朝廷も之を尤もとなして、國司の處罰を、仰下されしを以て、其旨を衆徒に申渡して、無事に歸山せしめしに、今に至るまで、國司に

何らの處罰なきは、座主を始め一山の者共衆徒を欺きたる姿となり、又朝廷に於て、正敷國司處罰の事を、座主に約し給ひ乍ら、今日まで其事なきは、一國司を以て、山門よりも重んずるに似たり、我山の耻辱之に過ぎず、鎮護國家の法徳地に墮たりと、座主を始め、滿山憤慨して、翌安元三年八月治承と改元す、四月十三日、例の神輿を奉じて、嗽訴を企てしが、其勢ひ従前と違ひ、殊に猛勢なりしかば、朝廷兵庫頭源頼政、檢非違使平盛國等に勅して、之を防がせしに、偶ま官兵放つ所の矢、神輿に中り、神人らを傷けしより、山僧ら神輿を捨て歸山し、國家調伏の修法を始めたり、されば上皇の御驚きは勿論、滿朝色を失して、先づ祇園社別當に勅して、神輿の歸山を取計はしめ、急ぎ勅使を派して、山僧を鎮撫することとなりしに、此勅使は、當時に於て、尤も至難の役目にて、事に依ては一も二もなく、凌辱されて、追返さるゝ事もありしなればと、平時忠は、座主明雲とは親敷姻みもある事なればと、此人を勅使として登山せしめ、師高を尾張國師經を備後國に解官流罪し、且神輿を射たる官兵を禁獄すべしと定められ、此旨を仰下されしかば、山僧ら忽ち承伏して、事鎮まりたり、是に於て時忠の勢望は、遙かに成親の上に出たるに、此年三月五日、平重盛内大臣に陞されて、彌々平氏の

の勢ひ熾んなりしかば、成親之を羨み、近衛大將たらんと、上皇に内奏せしに、此時左大將は大納言藤原實定にて、こは代々家の先蹤たれば、輒く動かし難く、右大將は中納言平宗盛にて、建春門院の御猶子として、且は中宮の御連枝たる由緒を以て、特に任ぜられしなれば、是亦事故なくして、動し難きを以て、遂に成親の願望は、達するを得ざりしかば、庸人の常として、是らに依て、己平治の亂に、清盛の爲に、救はれし恩を忘れ、只管平氏の繁榮を憤りけるに、西光も、己嘗て阿附したる信西の子息ら、當時は清盛の上に列したるに、今は流罪恩赦を蒙りしとはいひ、官位共に、平氏の遙か下に在りても、更に清盛ら、之を顧みざるを恨み、折もあらば、平氏の權勢を挫かんと、内々結構せしに、今其子師高らは、山門の爲めに、訴へられて、官位を褫はれ、流罪となりし上に、其事に當れるは、平氏の人々多數なりしかば、彌々これを恨み、いかにもして、之に報復せんと、謀りたり、されば師高ら流罪の事も、畢竟座主明雲の訴訟に、起因せるを以て、之にも報復せんと、思ひ立しと見えて、是年四月廿八日、樋口富小路より失火して、禁裡に及ぼし、大極殿、小安殿、八省院、神祇官に延き、凡そ京中三分一焼失せり、斯る大火なれば、世人は、日吉山王の崇りなど、附會して、日吉の神火なりと、傳唱せり、然

るに是より先き、興福寺僧覺興、多武峯の僧らを相争ひ、之を放火せしかば、朝廷、覺興を播磨に配流せしに、興福寺の惡僧ら、例の春日の神木を奉じて、禁中に押寄せ、覺興を赦免し、天台座主を處罰すべしと、嗷訴せしも、朝廷之を許さず、反りて首謀の者を、禁獄せしが、茲に至り、座主明雲は、西光の讒に依て、檢非違使の勘問する所となれり。蓋し讒言の詳細は、知るに山なきも、諸書を參考するに、天台座主として、衆徒を訓戒せず、反りて嗷訴に同意せし事、又日吉神火などの、浮説を聞乍ら、之を不問に附するは、衆徒らの放火に、疑ひある事、之を要するに、其職に堪へざるより、上朝廷を蔑如し、下人心を惑亂せしむ、といふにあるが如きも、實は西光が、我子の復仇に出たるなり。依て五月五日、天台座主の職を褫へ、同廿一日伊豆國へ配流に決し、京師を發せしに、山門の衆徒、其冤を怒り、五千餘人、粟津の邊に待設けて、座主を奪ひ取りて、歸山せり。帝王紀抄に、朝威如無とある如く、亂暴極まれりといふべし、されど座主の後職は、鳥羽院第七皇子覺快法親王、補されたれば、明雲は、攝州の邊に籠居と、歷代皇記等にあり、右の如き未曾有の變事なれば、山僧鎮壓の爲め、檢非違使及び武士らを召集するに、當り、八條院の藏人源行綱、爲義の子福原に到り、清盛に密告せるより、成親らの隠

謀忽ち露顯したり、其略は、愚管抄に、成親は、信賴が亂の時、危ふかりし人なるが、師仲まで、内侍所の請とりたりし、小釣など持て参りて、反りて忠ある由申、皆かやうの大罪あり、信西の僕師光、成景も、西光、西景とて、殊に召仕はれ、略中又康頼といふ、猿樂狂ひ者などを、にきくと召仕ひて、略中又法勝寺の執行俊寛と云もの、僧都になしたびなどして、有けるが、あまりに平家世のまゝ、時めくなるを、羨むか、にくむか、叡慮を、いかに見けるにかして、東山邊に鹿か谷と云所に、靜賢法印とて、法勝寺の前執行、信西が子の法師、蓮華王院の執行にて、深く召仕ひ、萬事院も、平相國も用ひて、物などいひ合せつゝある、これが許にて、平家傾くる談合して、略中多田行綱に、旗袖印の料に、宇治布三十段給ひたり、それを持て、平相國の福原へ行て、訴へたれば、清盛之を燒捨て上京して、西光を捕へ、拷問して、實の白狀を得、やがて朱雀の大路に引出して、首を切てけり、其前の日に成親を召取、略中相國は、西光の白狀を、院へ持参して、右兵衛督光能卿を呼出して、かゝる次第にて候へば、かく沙汰し候へぬ、これは偏に、世の爲め、君の爲めにて、我身の爲めは、次の事にて候とぞ、申ける、さてやがて福原へ下りにけり、とありて、盛衰記等の如く、清盛は兵を徵して、重盛が諫めたりなどの事はなし、蓋し山門

鎮壓の爲めに、武士ら、禁裏院中に集れる混雜に乗じて、成親ら、往年信賴かなせし如く、清盛は福原に在りて、平氏は京中に、武士なども多からざるをもて、夜に乗じて、其弟に放火し、運能くば、重盛以下を悉く討取んとの企てならんも、其主謀はといへば、西光なるべきも、檢非違使康頼の如きは、愚管抄に猿樂狂ひの者とあれば、其人格も察せられ、殊に武士としては、多田行綱一人なれば、盛衰記等にある如き、大業の事とも思はれず、されば行綱の不同意なるも、尤もの事なれど、これとても、帝王紀抄に治承元年六月一日、六波羅禪門此時清盛福原の別業に在れど世に斯く呼びたり召取大納言成親卿已下、祇候院中人々、召問世間風聞之説、其中西光法師、依有承伏之子細、忽被斬首了、成親卿已下、或處遠流、或解官停任、事起院中人々相議、可誅平家之山結構之故云々依多田藏人大夫行綱中言此事出來中畧成親卿被禁、武士之許、遂以天亡、子息少將成經、被流鬼界島中略彼成親卿、去平治元年十二月九日夜、右衛門督信賴、爲可擲取少納言入道信西並室家紀伊二位追捕院御所、放火之時、與力人也、着甲冑、追從、後日信賴被斬首之日、已與同罪者也、而六波羅禪門、依勸賞、枉申請、令存命之處、忘彼深恩、欲誅平家之間、禪門殊成鬱憤、逢此災云々 とありて、世間風聞之説とあれば、所謂針小棒大の浮説も、あり

しなるべく、且行綱の中言に依てとは、俗に中口をさゝたる故と、信じたる如くなれば、三十段の布も疑はしく思はれ、殊に成親の事を、彼の深恩を忘れなど、あるを見れば、當時に於ては、或る少部分の外は、同情を寄るものなきのみならず、其不義をさへ、悪くみしなり、されば清盛は重盛の諫めに依て、院參は思ひ止まると、物語類にあれど、實説はさにあらず、院參して、事の始末を言上し、聽て福原へ歸りしなり、借事實は右の如くにて、成親は肥前國に配流と定まりしも、病の爲めに、備前國に置れたりしに、瘥なく病歿し、子の成經と、康頼、俊寛は鬼界島に流されしも、二年を過ぎ、中宮御産の大赦に依て、歸洛を免るされ、俊寛は彼島にて死せり、これも大赦以前に病死せしか、若くは其時、重病にて、據所なく島に残されて、後ち死せしかなるべく、彼の物語類の如き事に、非るべきは、此一件の上より見ても、然か思はる。

第八十一節 重盛の薨去と上皇清盛の衝突。

右の如く、上皇第一の寵臣たる、成親を始め、之に阿附したる、院中祇候の人々、解官等になりしより、上皇、漸く清盛を憎くませ給ふと共に、清盛亦上皇を猜疑し奉るは、自

然の情勢なり、されば早晚必ず衝突あるべきは、當然の事なりとす、然るに治承二年十一月十二日、中宮皇子降誕ありしかば、十二月八日親王宣下ありて、十五日立て皇太子となし、左大臣藤原經宗を春宮の傳、一書に重盛とあるは非なり、に、大納言左大將平宗盛を大夫に、中納言藤原兼雅を權大夫に、左馬頭平重衡を亮に、右中將源通親を權亮に任じたり、蓋し斯く早急の立太子は、程なく御受禪ありて、天皇は太上天皇として、萬機を親裁院政し給ひ、法皇の御親政を停め奉るべき、清盛の作略なるべし、されば斯と覺らせ給ひては、法皇の清盛に對し給ひての御感情は察せらる、然るに中納言に、一の缺員出來しを以て、此年清盛は、故關白基實の子基通十九歳にて、從二位右中將なりしを、之に任ぜんと、法皇に内奏せしに、法皇は、之を濫らせ給ひつゝ、明年正月關白基房の子師家、僅か八歳にて、三位右中將なりしを、基通を超越して、中納言に任じたり、帝王紀抄に、此事を「天下驚之」とあるにても、其不當なるを知るべし、是を法皇の清盛を憎くませ給へるの事實に現はれたるにて、清盛の不面目と、基通の失望の程は、察するに餘りあり、加ふるに此年(治承三年)五月、重盛病に依て官を辭し、やがて薙髮して、證空と改めしに、六月白川殿薨去あり、續て八月重盛も薨去せり、此

重盛薨去に付ては、物語類に、父の惡逆を悲しみて、熊野權現に死を禱りたりとあり、愚管抄にも、この小松内府は、いみじく心うるはしくて、父入道が謀叛心あると見て、とく死なばやなど、云と聞へし、などあれば、薨去の後に、斯る浮説の、一部に行はれしと見えたり、されど重盛存生の日までは、清盛に惡逆とか、謀叛心などいふべき、事實のなかりしは、大略前に述たるが如し、殊に其病狀等は、玉海に、不食の病に罹り、醫藥祈禱も、今に於て叶ふべからず云々、熊野參詣の初め、精進家に入るの日(京師なり)頗る嘔血に及ぶ云々などあれば、實の病氣に、相違なく、依て自身も御外戚乍ら、皇太子の御先途も見届け奉らず、辭官薙髮したるにても察せらる、されば禱死云々などは、此後法皇、清盛の衝突激甚となりしより、附會したる妄説なり、倍白川殿及び重盛薨去後、所領の處分に付て、忽ち清盛の反抗する所となりて、京都の騷動となりし、其略は、先づ愚管抄に、白川殿と云し北政所も、延勝寺の西に、いみじく家作りて、在しも、治承三年六月十七日うせられにけり、是の中一月ありて、小松内府は、八月一日うせて後ち、是らが年頃とりける(所領越前國を、入道(清盛)にも、とかくの仰もなく、さうなく公けに收められ、又白川殿うせて、一の所(氏の長者)の家領文書の事など、松

殿關白基房申さるゝ旨有ければ、院もやう／＼御沙汰ありけりと聞て、入道福原より武者たち俄かに上りて、我身も腹巻はづさずなど聞え、かくして同治承三年十一月十九日、解官の除目、二十一日任官除目行ひて、この近衛殿の二位中將基通とて、年は二十にて在しを、一度に内大臣になしき、重盛が内大臣の缺、未だならざりし所也。さてやがて關白内覽の臣になして、九條の大臣兼實は、右大臣にて、法性寺殿の三男さゝいなくて、天下の事預り聞て、兵仗の大臣にて、候はれしを超て、しかも此右大臣に、殊に扶持し給へとて、子の二位の中將良通とて、十二にて在しを、一度にこの除目に、中納言の右大將になしなどして、やがて、關白基房をば、備前國へ流すともなく、邦綱が沙汰にて、下し申ければ、俄に鳥羽にて、大原の本覺房よびて、出家せられてけりとありて、白川殿と、基房との庄園の争ひは、前々節に述たる如く、白川殿薨去後は、義子の基通に、相傳さする事に、一旦落着して、院にも御諾しありしに、今清盛、法皇の御憎くしみを、内々蒙ふれるを、機として、基房強て奏請して、其身氏の長者たるをもて、藤氏家例の如く、自ら總領せしに、法皇にも、重盛の所領越前國は、重盛薨去の日、功田なるを以て、嫡子維盛に相傳せしを、未だ公けに言上せずとて、直ちに院の御料に、没

官領となされたるにて、兩事共に、清盛に一言の仰合されもなかりしが、勿論仰合さるゝに於ては、白川殿の所領は、先きに法皇にも御許諾の事と申、重盛の所領は、功田の事なれば、兩事共に異議を申は、當然の事なればと、清盛を出し拔きたる、御處置に出たるは、是非を論ずるにも及ばず、依て清盛之を聞くより、俄に入京し、院中を出し拔き、禁中に於て、解官任官の除目を、奏請したるにて、但し年長たり、且は藤氏の家例に依れば、基房の關白を罷むるに於ては、其弟たる右大臣兼實こそ、關白となすべきに、之を措きて、嫡家の筋目といふを以て、故基實の子基通を、内大臣に陞せ、關白なしたるは、自己の女白川殿の猶子たり、且自己の女婿中宮の御妹は、基通の政所なりたるに、私したるなれば、兼實の憤りを止んと、其子良通の年少なるを、特に中納言右大將に陞せたるは、彼の權略の巧妙想ふべし、此騷動の略を、玉海に治承三年十一月十四日、今日入道相國入洛、宗盛卿、去十一日首途、令參嚴島、而自路呼還、相共上洛、武士數千騎、不知何事、凡京中騷動無双、今夜出仕、雖非無所恐、尙勘公事出仕、凡洛中人家、運資財於東西、誠以物忤亂世之態也。とありて、清盛兵威を示して、院中を嚇したてまつれる情況、眼に睹るが如く、又清盛の、斯る不敬をなせしは、之を初めとす、蓋し成

親の獄以來、鬱積せる猜疑心の茲に至り、偕こそと忽ち激發したるなり、同書右の續
 きに、十五日己巳天晴、凡世間恐忘、無極云々、無聞實説子刻人傳云、天下大事出來云
 々、不聞委事間寅刻大夫史隆職注進云、關白藤基基内大臣、氏長者、止關白藤基房
 止權中納言中將藤師家、上卿權中納言雅賴、職事中宮權亮通親、詔書宣命等、權辨
 兼光作云々、余披見此狀之處、仰天伏地、猶以不信、夢歟、非夢歟、無所辨存、此事由來者、法
 皇收公越前國故入道内大臣知行、并被補白川殿倉預前大舍人、これに據れば、白川殿
 所領の内を法皇に收公されしなり、已上兩事、法皇過忘云々、三位中將師家、越二位中
 將基通、任中納言、師家年僅八歲、古今無例、是博陸關白之罪科也、凡此外法皇與博陸同
 意、亂國政之由、入道相國攀緣云々、然間、昨日夕禪門率數千騎、隨兵入洛之後、天下破蹶、
 洛中逼動略中、今日及昏黑、中宮東宮兩宮、忽欲幸入條事、自是奉相具、可赴鎮西方之由、風
 聞、既兩宮行啓供奉諸司、出車已下、東宮御所禁中騷動云々、爰禪門使重衝朝臣、奏内裏
 云、近日之怨憎、偏以弃置、見政之體、不可安堵之間、蒙罪科之後、悔而無及、不如賜身之暇、
 隱居於邊地、仍奉具兩宮所催儲行啓也、者、忽遣勅使、被仰此儀、可被行狀、即以召上卿略下
 とあれば、上皇の平氏を厭はせ給ひるに乗じて、基房始め、兼て平民の顯榮を妬める

輩の形跡、今は全く事實に現ぜしをもて、清盛憤怨に堪ず、兵を以て上に迫り、中宮東
 宮を奉じて、西國に退居せんと、威赫し奉れるより、天皇も、止む得させられず、勅使を
 清盛の許に遣し、此義、即ち關白基房等、所罰の事を行はるべき由を諭し給ひて、彼れ
 の怒りを宥めさせ、給ひるにて、是に依て、政權は全く、上皇の御手を離れて、天皇御親
 裁となり、又後日平氏の西海沒落は、既に清盛の權略的の一言を、實行したるにて、決
 して、宗盛が獨案に非ざるを知るべし、右の如く、清盛が一時迫上の權略圖に當りて、
 一と先づ落着せし情況は、同書に、十一月十六日略中、定能卿來云、院邊之事、如只今者、
 無聞事、於世間沙汰被談示了、昨日自院、以法師靜賢信西の子爲御使、被陳子細清盛を
 諭す云々、其後諸事以和氣とあるにて、知るべし、同書右の續きに、基房の事を、抑
 此關白之時、家貽のこ瑕瑾、職付大疵、於亂代者、天子之位、攝籙之臣、太以無益々々、解官太政
 大臣師長已下三十九人、迄殿上人、殊師長、追越千關外、基房太宰權師略中、詔書、天皇我
 詔旨止勅大命乎親王諸臣百官人等、天下公民衆聞食止宣、從一位藤原朝臣基房、坐事
 天太宰權師爾退給布、天下之人此旨乎聞互、見懲止倍志、勅布大命乎衆聞食止宣とあ
 り、そも、藤氏關白職を創めし以來、代々榮花に誇り來るは、殆ど成規の如き觀ありし

に、基房に至りて、右の如くなりしは、兼實の憤慨も、尤もの事にて、是より世人も漸く、清盛の暴虐を憤慨するに至り、平氏の衰兆は、既に此時に見えたり、されば清盛も亦、人心を憚る所ありしは、解官を奏請せる人、卅九人にて、其跡に先づ關白は、己れの聲（基通も清盛の女を娶る）基通を奏請して、之に任じられたれば、自余の諸官も、悉く自家懇親の人々なるべけれど、公卿補任、歷名土代等に據れば、此時自家一門の輩に、昇進したる人なきと、又基通氏長者となりて、藤氏家法の如く、朱器臺盤、及び代々の文書庄園等を總領せしかば、此時其叔父たる兼實は、法性寺關白忠實の三男にて、官位は右大臣從一位に、年齢も三十二歳なれば、藤氏の先蹤に依れば、當然關白氏長者たるべきに、姪の基通は、嫡家とはいひ、官位も下に、年齢も劣れるに、超えて關白氏長者になりしかば、兼實の意を和らげん爲め、特に基通を扶持すべしとありて、内々は關白の實權を與へたる上に、其子良通の、僅か十二歳にて、從二位右中將なりしを、中納言右大將に陞せて、其歡心を迎へしにても、知られたり。

第八十二節 御脱履と高倉宮御謀叛

右の如く、近衛氏と平氏の所領問題より、一變亂となり、其結果、遂に清盛の計ひとし、上皇の親政を止め奉りし上に、鳥羽の離宮に移し奉る、其狀況は、愚管抄に、法皇の近習の輩を、散々に國々へやりて、やがて院をば、その廿日、鳥羽殿に御幸なして、人ひとりも、つけまいらせず、僅に琅慶といふ、僧一人など候はする體にて、置まいらせ、後に御思ひ人、御寵愛の人、淨土寺の二位、藤原範季の女をば、其時は丹後と云し、それはかりは、參らせたりけり、皇帝紀抄には、依禪門之計、奉追籠法皇於鳥羽殿、とあり、實に恐多き事ならずや、蓋し清盛の意は、上皇の御左右に、官位ある人を奉侍せしめば、必ず成親らの如き、企てをなすべしとの、憂慮にて、斯る世外者、若くは女性の外は、奉侍せしめざりしならんも、是時上皇の逆鱗は、既に御聲色に顯はれて、或る一部の人々には、必定兵を擧げて、平氏に抗し給はんとの説、行はれしと見えて、玉海此年十一月廿日條に、午刻人來云、法皇御幸鳥羽云々、爲伐頼盛卿在六波羅云々御所近之故、所渡御也云々、未刻人來云、已寄六波羅、被合戰云々、凡夢歟、非夢歟、未覺悟、又云伐頼盛卿事、總無實云々、今日未刻、禪門被歸福原了、とあり、斯る時の習ひとして、蜚語百出するは、常の事なれど、次の高倉宮の御謀叛と参照すれば、其消息は察せらる、殊に同書、明年

正月廿五日除目の條に、法皇の御給無之、尤憐の事也とあり、御給とは、其奉仕せる人々に對して、賞を給ふの謂なり、斯る情勢なれば、其御給を蒙るべき、人々に在ても、いかに清盛に、切齒せしやは、察するに餘りあり、既にして、天皇御惱に依て、明年二月廿一日、閑院殿に於て、御讓位あらせられ、二十七日、太上天皇の尊號を上り、新院と號し奉り、萬機を、院中に於て、御親裁あらせらる、蓋し此頃、天皇は、玉海等に、御溫疾也とあれば、御惱には相違なきも、一は久敷、院政に馴れたる世態なれば、天皇御親裁は、新奇の如く、人の思想に上らんを慮かり、清盛が、上皇の院政を止め奉りし上は、更に天皇御脱屣ありて、萬機を親裁あらば、院政に馴れたる、人心に投合せんとの、獨り極めと、且は近頃、頻りに自家に反目する輩の、出來るより、一刻も疾く、御外孫を御踐祚あらしめ、大威を藉りて、袞龍袖下に、自家の安固を貪らんと、の志意なるべし。

安徳天皇、御諱は言仁、先帝第一皇子、治承二年十一月十二日、平氏の六波羅第に於て、御降誕、十二月八日、親王宣下ありて、十五日、皇太子に立せ給ふ、同四年正月廿日、御着袴の式あり、玉海に、此日の御動止を、御進退敢て幼稚の儀に非ず、兼て成人の質あり、可貴々々とあり、時に寶算僅に三歳、以て聖徳の程を拜察すべし、越て二月廿一日、御



受禪、四月廿二日、御即位、時に太極殿は、安元三年炎上後、造營なきを以て、紫宸殿に於て御式あり、天祚禮記職掌錄に、奉行官方左中辨藤原經房朝臣、藏人方藏人左衛門權佐藤原光長、内辨左大臣藤原朝臣經宗公、外辨大納言藤原實房卿、藤原宗家卿、中納言皇太后宮大夫藤原朝方卿、宣命右衛門督藤原實家卿、參議左大辨藤原長方卿、藤原定能朝臣、左侍從參議右兵衛督藤原家通卿、治部卿正四位下源顯信、少納言正五位下平信國、右侍從正三位右近中將藤原賴實卿、左頭從四位下源師兼、少納言從五位上藤原惟基、典儀少納言從五位上藤原仲家、大將代左河內守高階資泰朝臣、右前上野介藤原隆信朝臣、褰帳左仲子女王入道神祇伯顯廣王三女、右典侍藤原輔子前納言邦綱、とあり、關白内大臣藤原基通政を攝す、左大臣藤原經宗、右大臣藤原兼實、並に故の如し、既にして三月、新院御惱平愈の御報賽として、嚴島社に御幸あらせられんとし、蓋し治承元年、上皇同社御幸の、御例に倣はせ給ふも、亦以て清盛の勸め奉りしならん、然るに延曆寺及び南都の僧ら、之を聞き、忽ち蜂起せしは、玉海に、(本書漢文體なるも今譯して看に便す)三月十六日、秉燭藏人御使として、金泥御經二卷蓋量心經一卷、持來る、以上新院御筆、仰を傳て云、明日嚴島御幸あるべし、於彼社、奉供養、心經一

卷中宮御筆御經外題を、可書進ていれは者下筆、即付御使了略成刻人傳云、明日御幸延引云々、山大衆蜂起何事不知之間、忽然而延引、只今前右大將宗盛の許より、禪門の許に示す云々、仍武士ら、洛中に充滿す云々。十七日己巳陰晴不定、入夜、藏人左衛門權佐光て云、御幸延引事、昨日申刻、可示の事あるに依て、大理(平時忠)の第に向ふ、件の人のにて、始て承る所也、園城寺大衆蜂起して、延曆寺及び南都の衆徒を相語合、法皇及上皇の宮に參し、兩主を盗み出し奉るべきの由、去八日評議す、其事自ら前幕下(宗盛)の許に達し、頗る致用心の間、彼日黙止す、今に於ては、御幸の間を伺ふべきの旨、猶以結構の事一定、證人等あり、茲に因て、入夜、檢非違使季貞を以て、攝州(福原清盛)の許に馳遣了、彼申狀に隨て、廿一日御進發あるべし云々、大理又云、此事、法皇より、前幕下の許に仰遣さる、依て爲實說云々。十八日庚午天晴、人傳云、攝州の使季貞、昨日歸洛、御幸猶明曉云々、又法皇鳥羽より、五條大宮邊の家爲行家渡御、武士ら多奉圍繞云々、或は云、衆徒の事を恐るに依て、洛中に移し奉り、一所に於て、可奉守護、或は云、上皇をも具し奉り、御物詣あるべきの次で、遠所に御座あるべし云々、縱横の説、一定を存し難し十九日、今曉上皇御進發云々。とありて、物語本などには、嚴島御幸の抗議は、延曆寺

より、御讓位の後は、先づ南都北嶺の内へ、御幸ある御先例なるに、今之に反して、嚴島へ御幸あるは古例に悖れりと抗議し、南都、園城寺等、之に雷同したりとあるも、實説は右の如く、園城寺の惡僧ら主謀たり、殊に嚴島御幸に付ては、右大臣たる兼實すらも、之を恠しまざるのみならず、反りて山僧らの抗議を、何事を知らずと、恠しみたるは、其筈の事にて、南都北嶺への御幸は、多く御受戒のたるめて、御落飭以前は、必ず何所を先きと、限らせ給はざるは、御代々の御例に、明らかなり、されば流石の山法師らも、初めは、いふ事なかりしならん、ざるを園城寺より、言出したりと、頗る不思議の事の如きも、蓋し先きに關白藤原基房、解官配流に付ては、南都の僧ら、清盛に、憤りを衝みつる餘炎、未だ冷めざるに、今新院嚴島御幸とありては、同社は、藤氏の春日社に於る如く、平氏は、氏神も同様に、崇敬せる事なれば、之を例として、以後は春日社にも超えて、朝廷の御崇信を得ば、南都に於ては、容易ならぬ大事件なりと、憤慨しつゝあるより、園城寺の僧ら、之に付入りて、煽動したるなるべし、されば此兩寺のみにては、猶勢ひの足らざるより、日頃は水火の如き、間柄なれども、例の鎮護國家の靈場、日吉山王の神威も、行々は嚴島に超さるべしと、經濟問題を以て、山法師をも語合たるな

らん、偕園城寺の悪僧ら、いかにして、斯く騒ぎ立しやといふに、蓋し高倉宮の密旨に出たるにて、宮は、表面に於ては、南都北嶺の悪僧ら、嚴島御幸の抗議と見せかけて、裏面には、是らの手を借りて、平氏を押片付け、依て以て、自家の大望を達せんとの計策にて、其大望とは、此時天皇新院御病軀に渡らせ給ひるは、玉海此年三月十八日條にも、參新院、衣着小、直拜龍顏、御憔悴、氣力衰給、去春已來、御惱無隙、加重、積旬月之間、筋力疲給とありて、實に萬機に、堪させ給はざる程なれば、早晚御脱屣あらせらるべし、然ば春宮は、御幼稚にましまして、御踐祚あらせ給ふとも、皇儲降誕までは、前途甚だ遠し故に、其次の大位はと、密に御心をかけたるは、次に述る旨にても、顯然たり、或は上皇の院政中に於ては、此以上の野心ありしも、計られず、然るに頼む所の上皇は、清盛の計ひとして、院政を止め奉りし上に、鳥羽殿に移し奉れる事の、餘りに凶狀なるより、御憤慨に堪へざりし中に、御讓位御受禪となりて、御病軀ながらも、新院の院政となりしより、兼ての大望、水泡に飯したるをもて、今は所謂、やぶれ、かぶれといふ意氣込となりて、斯る企てをなされしなり、さればこそ、園城寺の悪僧らも、大に勢ひを得て、北嶺へまで手を廻し、果は上皇、新院を奪え奉らんと、ひしめけるにて、こは必ず

宮より、上皇を鳥羽殿より救ひ出し奉り、其功に依て、大望を遂げんとの思召を、ほのめかし給ひるを、深慮なき悪僧原、こは有難き仕合、願ふても、得難き事なりと、一時に蜂起せしも、勢ひに任せて、極秘密なる、兩皇奪取を、漫りに聲言せしより、朝廷は勿論、平氏に於ても、悪僧として、は、異例の聲言と思ひて、北嶺の天臺座主明雲僧正は、平氏に姻みあり、南都方なる、仁和寺の圓惠法親王は、關白近衛基通と、親近の間なれば、使を派して尋問もし、諭告せしより、遂に玉海に「有證人」とある如く、確證は既に得られ、北嶺は敢て動かさず、依て南都方も、左右なく妄動するを得ざる事態となり、一時表面だけは、鎮まりたる如き形況となり、依て十九日、新院御發途、清盛以下供奉したり、但し此證人とは、次の玉海に參照せば、正しく少納言宗綱に相違なし、偕斯る敵狀を知り乍ら、故らに無事を裝ひて、清盛始め、嚴島御幸を敢てしたる上に、供奉までなしたるは、蓋し暫く京師を離れて、悪僧らの舉動を凝視しつゝ、宮の處分を、議する爲めならんも、こは清盛も、自家の威勢に、まかせて、餘りに敵を輕視したるにて、大油斷なりし、右の如く、宮は表に悪僧ら、御幸の抗議と見せかけて、裏面には、自己の非望を遂んとの畫策は、宮自身の畫策にあらずして、悉く源賴政の方寸に出たるは、吾妻鏡

四月九日條に 入道源三位賴政卿可討滅平相國禪門清盛由日者有用意事然而以私計略太難遂宿意今日入夜相具子息伊豆守仲綱等潛參于一院第二宮之三條高倉御所催前右兵衛佐賴朝以下源氏等誅彼氏族可令執天下給之由申行之仍仰散位宗信被下令旨而陸奥十郎義盛延尉為義末子折節在京之間帶此令旨向東國先相觸前兵衛佐之後可傳其外源氏等之趣所被仰舍也義盛補入條院八條女院は宮の御養母なり藏人名字改行家二十七日壬申高倉宮令旨今日到着干前武衛將軍賴朝伊豆國北條館八條院藏人行家所持來也とあり但し伊豆國に在りて京師の九日の出來事を其日の下に記し且今日入夜とまで書きたるは疑ふべきに似たれどこは正敷行家の話を聞取て其日の下に追記したるに相違なし偕令旨は同書に

下 東海東山北陸三道諸國源氏并群兵等所應早追討清盛法師并從類叛逆輩事

右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣奉

最勝王勅備清盛法師並宗盛等以威勢起凶徒亡國家惱亂百官虜掠五畿七道幽閉皇院流罪公臣斷命流身沈淵込樓盜財傾國奪官授職無功許賞非罪配過或召鈎於

諸寺之高僧禁獄於修學之僧徒或給下於叡岳絹米相具謀叛糧米斷百王之跡切一人之頭違逆帝皇破滅佛法絕古代者也干時天地悉悲臣民皆愁仍吾爲一院第二皇皇子尋天武皇子舊儀追討王位推取之輩訪上宮太子古跡打亡佛法破滅之類矣唯非憑人力之構偏所仰天道之扶也因之如有帝王三寶神明之冥感何忽無四岳合力之志然則源家之人藤氏之人兼三道諸國之堪勇士者同令與力追討若於不同心者准清盛法師從類可行死罪追禁之罪過若於有勝功者先預國之使兼御即位之後必隨思可賜勸賞也諸國宜承知依宣行之

治承四年四月九日

前伊豆守正五位下源朝臣

右の如く宮の天位覬覦の逆意は明白なる上に清盛を讒誣せるに頗る妄誕を極め斷百王之跡切一人之頭とあるも清盛は決して斯る行爲なし且佛法を破滅すといふも清盛は最も崇佛者にて其身既に入道となり且崇佛の弊は流石の豪邁にも似ず常に南都北嶺の惡僧原にさへ敬意を表しつゝあるにても知るべしそはとにかく賴政の清盛に憤りを銜みしは物語盛衰記等に子の仲綱秘愛の木の下鹿毛といふ名馬を宗盛が懇望せしを拒否して與へざりしに賴政之を聞て平氏の意に悖る

は、然るべからず、速かに贈るべしと命ぜしかば、仲綱是非なく、之を贈りしが、猶も愛惜の餘りに、戀しくは來ても見よかし身に添ふる影鹿毛をはいかて放ちやるべきと一首の歌を添て、遣はせしを、宗盛其惜しめるを怒りて、彼馬を牽出し毎に、それ仲綱に鞍置け、仲綱に鞭打てなど、いひのゝしるを、仲綱聞て大に怒り、父頼政に斯と告げしかば、頼政も、我存生の内すら、右の如くなれば、死後に於ては、いかなる仇をなさんとも、知るべからずと、茲に意を決して、高倉宮を勧め奉り云々、とありて、いかにも宗盛の暗愚、右の如き、無禮の振舞なせしも、實事なるべけれど、此一事に依て、官に叛逆を勧め奉るは、實に頑冥も亦甚しといふべし、且同書等に、頼政の三位に叙せられし事を、初め頼政五位にて、昇殿を許るされざりしかば、入しれぬ大内山の山守は、本隠れてのみ月を見るかなと、述懐の歌を詠ぜし事の、天聽に達して、四位に叙せられ、昇殿を許るされしかば、悦びの餘りに、のぼるべき便りなき身も、木のもとに推(四)位をひろふて世を渡るかなと詠せしかば、重ねて天聽に達し、優にやさしき志しを御感ありて、三位に叙せられたりとあるも、實際は左にあらざして、清盛の執奏に依り、辛うじて三位に叙せられたるにて、其事情は、玉海治承二年十二月廿四日の

條に、今夜源頼政、叙從三位第一之珍事也、是入道相國奏請云々、其狀云、本文漢文體なるも今譯す、源氏平氏者我國家の堅めなり、而於平氏者、朝恩既に一族に普ねく、威勢殆ど四海に滿つ、是勳功に依てなり、源氏の勇士は、多く逆賊に與みし、并せて詠罰に當る、獨り頼政其性正直にして、勇名世を被ふと雖も、未だ三品に昇らずして、既に七旬に餘る、尤も哀憐あるべきか、仍彼か近日を見るに、身現に重病に沈む云々、黄泉に赴かざるの前、特に紫綬の恩を賜はら、ん事を、者此一言に依て、被叙三品云々、入道奏績の狀、賢なりと雖も、時人耳目を驚かさざるはなし云々、又同三年正月十二日の條に、以侍中資康、訪頼政卿疾、自舊年煩、亦痲病及獲麟云々とありて、此時右大臣たる兼實も、頼政の三位に叙せられしには、第一之珍事也と喫驚し、且清盛の奏請を賢なりと雖も、時人耳目を驚かさざるはなしとあるにて、此事の異數なるを知るべく、殊に此事は、清盛が、近來源氏の輩が、叛逆に與みして、多く落魄せるを、氣の毒に思ひ、且頼政七十餘にて、病に罹るをもて、存生の中に、三位に叙せられたしと、惻願せる、彼か厚意に依て、此榮典に浴せるにて、決して和歌の爲めに非ざれば、物語等にある歌の話も、彼の鶴や、菖蒲の前と、同一の小説的戯文なるべし、儲清盛は、いかなれ

ば頼政の爲めに、斯く厚意を盡せしやの事由は詳かならざれど、清和源氏の人にして、從三位に進みしは、頼政を以て初めとなす、想ふに、當時朝廷に對し、何の由緒もなき身が、家に例なき、公卿の列に進みしも、平氏の厚意なれば、其家に對して、馬の一疋や二疋は、惜むべきに、あらざるは、いふまでもなし、然るを惜みて、贈らずといひば、宗盛如き愚物より見る時は、恩知らずと怒らるゝも、尤もの事にて、それを怒りて、反逆を企つるとは、宗盛に超えたる、愚物と謂べし、されば頼政の此舉は、單に高倉宮が、天位覬覦の餘り、平氏に當るは、此人の外になしと、一筋に御依頼ありしは、彼の崇徳上皇に於ける、爲義の如く、退引ならぬ、境界に陥りたるより、同意したるならん、殊に平治の亂にも、頼政は、一旦義朝に同心して、河原まで討て出しかど、官軍の勝色となるや、自から旗を卷きて、歸順し、辛うじて罪を遁れし人なれば、宮の今非望の語人となすにも、據るあるなり、右の如く、清盛は頼政に對し、厚義を盡し程なれば、此時毫も頼政を疑はざるのみならず、朝廷も、世人も之を知らざりし如し、偕四月九日、宮令旨發するの日に、上皇嚴島より還幸あらせられしも、未だ商倉宮の反逆は知れずして、唯南都北嶺の事にのみ、平氏は注目せし如し、漸くにして五月十五日に、宮の反跡露顯

せるより、俄かに、三條大納言藤原實房上卿に、藏人右少辨藤原行隆奉行として、土佐國へ配流の宣旨を下し、檢非違使源兼綱頼政の二子、藤原光長を追立使として、宮の第へ遣はせしに、宮は疾くも逃走したり、蓋し頼政らの密告に依てなり、其情況は玉海に、五月十日、今曉入道相國入洛、武士滿洛中、世間又物忿、十三日、傳聞、法皇京中に渡御あるべし、十四日、戊刻、鳥羽より法皇京に出御、内藏頭季能朝臣の家を以て、御所となす云々、此時院の御所等、炎上後造營ならず、八葉の御車、扈從車二兩、武士三百騎許、前後左右に圍繞云々、又中山大納言忠親の山槐記には、十四日、及深更、自鳥羽、奉渡法皇於八條坊門南鳥丸西亭云々、とありて、季能の第は、八條坊門南にて、平氏の第の近くなるは、前に述たる惡僧ら、奪ひ奉らんと、の結構に、備ひしなるも、未だ惡僧らの爲めには、兵を發せざるなり、偕宮の事は、玉海に、五月十五日、今夜三條高倉宮院第配流云々、件の宮は八條女院の御猶子也、此外縱横の説多しと雖も、難取信、十六日、隆職宿禰注送、三條の宮配流の事、其狀如此、源以光不御名以仁忽賜姓改名了宜處、遠流子令退、出畿外略中傳聞、高倉宮、去夜檢非違使未向其家、以前、竊逃れ去り、三井寺に向ふ、彼寺衆徒守護して、將軍に奉すべく、天臺山兩寺の大衆、謀叛せしむべし

云々又件の宮の子若宮、八條院に候する女房の腹也、所生の時より、女院御所に養育せられ、其宮内に候せるも、逐電の由、有其聞、仍武士等、彼女院御所を打圍み、搜し求め、中略件の若宮求め出し奉る、中略頼盛卿父子參入、一所残らず、令搜求云々、又山槐記には、五月十五日、高倉宮位一院御子故高倉位殿新院御兄也三有配流事、只今檢非違使大夫光長、三條の北高倉西の亭に向ふ、武士圍之、中略晩頭參向彼宮之處、皆閉門、答る人なし、仍光長、高倉西面の門を踏開かしむるの處、左兵衛尉信連射之、被疵者、有兩三人、宮不御座、早以令遁出給畢云々、今夜武士之を圍むに、女房等、裸形東西に馳せ走る、可悲々々、抑彼宮御名以仁也、而仁字、有憚之由、有沙汰、改仁字、爲光字、被仰下云々、宮張藍摺の輿に乗り、如物詣人、令向南都云々、或着淨衣、御騎馬給、又乘馬之者二人、御供人凡四五人云々、未一定、渡御平等院也、とありて、即ち頼政らの計ひとして、極めて忍びに、遁れ出し給ひしなり、儲其後の事は玉海に、十七日、傳聞、昨日已刻許、八條宮圓惠法親王是也の御弟三井寺の座主、以使者、示宗盛、時忠等卿云、高倉宮は三井の平等院に御座ある所也、可被出京之由、沙汰ある所也云々、困茲、時忠卿、爲御迎進人、中略又宗盛卿、武士五十騎許、差副彼使、中略八條宮下法師原三人、相具之、乘燭首途、子刻許、到彼寺、但不入寺、群

集寺關之外、先以件之下法師、御迎ひに參せるの由を達す、即歸來云、今日之以前、大衆卅人許相率、渡御京之御所畢、早可被歸云々、(斯く欺きたり)仍別當(時忠)使、并武士等、被參八條宮、先申此由、宮被答云、可被出洛之由、衆徒相越、所申也、而忽凶徒に變じ、我房に歸られ畢、其事無隱、於今者、非力之所及、自上、任法、可有沙汰云々、中略以使者、遣邦綱卿之許、中略示送云、高倉宮登山、可被引籠無動寺之由、風聞、仍彼山檢校七宮、鳥羽院第七皇子覺快法親王に、被申之處、不可與力之由、件寺僧綱等、進請文了、或者云、散在干諸國之源氏末胤等、多以爲宮之方人、又近江國武勇之輩、同以與力云々、十九日、昨日圍城寺に、被遣所の僧綱之中、房覺僧正一人者、入夜歸洛、他の僧綱ら、不出京云々、彼宮、猶不可奉出之由、大衆申切了、凶徒七十人許、其中伴上房、尊上房、此兩人爲張本云々、此由奏院云々、山門は不可與力之由、頻被制止仰、廿日、寺に留る所の僧綱、子細を衆徒に示すの處、衆徒ら可奉出宮之由承諾、仍八條宮より、爲御迎被進人、有職二人并房宮等被相副云々就彼宮在所、欲奉出之處、宮作色云、汝ら我を搦んと欲すとも、更に手に懸るべからず云々、爰に着甲冑惡僧ら、七八人出來、彼の有職已下を追放ち、殆及凌轢云々、仍空しく以歸洛了、事之體、僧綱之制止に叶ふべからず云々、廿一日、今日可攻圍城寺之由、被仰武士等、

明後日可發向云前大將以下十一人所謂大將軍 賴盛、教盛、經盛、知盛等卿 經資、清經、重衡等朝臣、賴政入道云々是日まで賴政は巧みに世人の耳目を暗ましたり彼が作略の程を察せらる人語云、大衆一同不可奉出宮之由、議定申了、宮曰、衆徒縱へ雖放我々於此地、可終命、更不可入人手云々、意氣無衰損、太以勇立云々、見者莫不感歎 廿二日、去夜半、賴政入道、子息等を引率して、向南都先籠三井寺云々、已天下之大事、乾山槐記には十七日、去夕、召園城寺僧綱十人、前大僧正覺讚、僧正房覺權、僧正覺智、權僧正公顯、法印實慶、權大僧都行案、權少僧都真圓、法眼寬忠、七人參入中罷向本寺、可仰衆徒之由被仰下、廿三日時々兩下、今曉源三位入道、率男伊豆守仲綱以下五十餘騎向三井寺、參高倉宮云々、聞可蒙罪之由、仍逃去云々、行舜律師來云、昨日朝園城寺僧綱等赴如意嶺、逃歸、衆徒全不用勅定、不奉出宮云々 とありて、蓋し初めは、宮は全く惡僧らを煽動し、其結果、彼らの爲めに擁せられたると見做して、右の如く、飽まで穩便の手段を執りしと見ゆるも、斯く延々と手ぬるき仕方のみ、日を過せしは、朝廷即ち院中の一部に、宮の事情を知れる人々ありて、故らに斷然たる手段を決行せざりしならん、然るに事彌々破裂となるに及びて、賴政をも討手に加へしは、頗る可笑が如

きも、山槐記に、罪を蒙ふるべきの由を聞て、逃れたりとあれば、いざ出兵といふ場合に及びて、彼が隱謀露はれたるより、夜に乗じて、三井寺に遁れたるにて、或は此時、賴政は知らぬ顔にて、京師に止り居たるは、惡僧ら、京都へ押寄るを待て、内外相應ずる、手筈なりしならん、そは次に述る、愚管抄等の戦況に據りても、しかく察せらる、然るに、此手筈相違せしより、僅々五十餘騎の兵にて、忿忙として三井寺に向ひしならん、偕其戰況は、山槐記に 廿六日、去夜半、伴宮、出園城寺、令向南都給、日來延曆寺衆徒、有同心之疑、而昨朝座主僧正明雲登山、制止此事、一同承伏宮聞、此旨被向南都云々中依其告、飛驒守景家、上總守忠清等、發向宇治之間、宮先渡橋給、彼方之甲兵、忽引橋、景家攻寄、於橋上、合戰之間、忽忠景等又追來、伴類十餘騎、作鯨波、打入馬於河中、橋上方、有步渡瀬、或雖深淵、以馬筏、良等二百餘騎、渡河、於平等院前、合戰、景家得賴政入道頸、忠清得兼綱太夫頸、平等院廊、自害者有三人、其中一人、着淨衣、無頸、於賴政男伊豆守仲綱者、死生不詳、又宮遁入南都云々、藏人頭重衡朝臣、左少將維盛朝臣、追向宇治、各不搆城郭之前、可進着、忠清等云、臨晚着南都之條、可有思慮中仍相具首卅余、廻洛中予着直衣、辰終刻計、馳參新院中公卿五六輩、殿上人十余人參入中七條邊、有武士五十餘騎中午刻維盛

朝臣依重自東門方參入、重衡朝臣胃自西門方參入、維盛朝臣所語子細、大抵如右、已刻頃山門衆徒參御方、在祇園隨仰可發向之由申之云々、中今夕入道相國自福原入洛云々傳聞被切頸輦、檢非違使左衛門大尉平景高切七人、賴政法師源仲宗八條賢子義源勸學佐、知源太、内藤量助内藤馬、藤重助同男、安房太郎下總國、檢非違使藤忠綱切四人、兼綱太夫尉、源義清足利判官、後聞此頸非義清云々、唱法師長七、源副字源、八政、美濃國住人左兵衛尉源重清切五人、源加字坊門、不知名者四人、此内法師一人、玉海には廿六日、予着直衣參上皇略、午刻檢非違使季貞爲前大將使參院、時忠卿相逢、申云、賴政黨類併誅殺了、切彼入道兼綱并良從十余、人首了、於宮者、慥雖不見其首、同伐得了、其次第寅刻許得逃去者之告、即檢非違使景高飛騨守、同忠綱上總、清男一等已下、相率三百餘騎追責む、時に彼軍等於宇治平等院着喰之間也、宇治橋を引に依て、忠清已下十七騎先河水に打入る、敢て深くなく、遂に渡るを得、暫合戦之間、官軍進むを得ざるに、彼れ其隙を得て、引て逃去、官軍猶之を追ふ、淳川原に於て、賴政兼綱等を打取了、其間彼是逃者太多く、疵を蒙るの輦計るに勝べからず、敵軍僅に五十余騎、皆以死を願みず、敢て無乞生之色、甚以勇也云々、其中に兼綱の矢前きを遁る、

者なし、宛も八幡太郎の如し云々、小時平等院執行良俊使を奉り、被申云、殿上廊内自殺之者三人相殘る、其中に、無首の者一人あり、疑らくは宮か云々、王化猶不墮地、中未刻左大臣參入、暫くして重衝、維盛等朝臣重衝、胃、依、仰、參院御前戰場の子細を語り申、山槐記に略同じ故に略す、愚管抄には、治承四年五月十五日に、高倉宮とて、院の宮に、高倉の三位とて、覺えせし女房、うみまいらせたる御子、おはしき、諸道の事沙汰ありて、王位に御心をかけたりと、人は思ひたりき、この宮を、さうなく、流しまいらせんとして、賴政源三位が子に、兼綱と云、檢非違使を、追つかひに參らせて、三條高倉の御所へ、參れりける音に、逃させ給ひて、三井寺に入せ給へたりける、寺法師ども、もてなして、道々切ふたぎたりけるに、賴政は、もとより出家したりけるが、近衛河原の家焼て、仲綱伊豆守、兼綱など具して、參りにけり、宮を逃し參らせたる一筋にや、とぞ人は思ひりける、こはいかに、天下は只今く、とのしりき、さてたへておはしますべき、ならねば、落て吉野の方へ、奈良をさして、おはしましける、賴政三井寺へ、廿二日參りて、寺より六波羅へ、夜打出し立て有程に、遅くさたして、松坂にて、夜明にければ、此事遂げずして、廿四日に、宇治へ落させ給ひて、一夜おはしましける、廿五日に、平家

押かけて、攻よせ戦ひければ、宮の御方には、唯頼政か勢、誠にすくなし、敵大勢にて、馬筏にて宇治河を渡してければ、何業をかはせん、やがて仲綱は、平等院の殿上の廊に入て、自害してけり、にへ(贊)の、池を過る程にて、追つきて、宮をば打とり参らせてけり、頼政も打れぬ、宮の御事は、たしかならずとて、御頸を萬づの人に見せり、御學問の御師にて、宗業、清原宗業、明經家なり、ありければ、召て見せられ、なんとして、一定也ければ、とあり、右の如く、實録を綜合すれば、當時の戦況は、歴々として、現に視るが如し、されば物語本等に、頼政の首は得られざりし、吾妻鏡も斯る風説を録せるは、次に述べたとあるも、頼政は正しく討れて、首を獲られ、反りて仲綱を得ざるやに、疑ひり、然るに仲綱は、寺中の廊にて自害して、其首は何人か、取隠したる如く見ゆ、之に據れば、頼政は扇の芝とか、且辭世の埋木の花咲こともなかりしに、みのなる果ぞあはれなりけり、との和歌は、後人の偽作に相違なし、殊に右の和歌は、後人、頼政を追悼の作ならんとは、先輩既に其論あり、或はさにあらず、身のなる果ぞあはれといふは、衾れにあらず、天晴の語を詰めたるにて、頼政自身、自贊の詠なりなど、先輩の論もあれど、何れも物語本に欺かれたるより、牽強附會せるのみ、頼政其祖經基にも超て、三位に叙

し、公卿に列し、現に右大臣九條兼實が、當時の日記(玉海)にさへ、頼政卿と書ける程なれば、決して埋木にあらず、勿論花は咲きたるにあらずや、史學研究に、俗書を信用すべからず、いふは、即ち斯る點よりいふなり、以上の實説を以て解決すれば、平等院、宇治橋の戦況の物語本にある所は、論せずして破れたり、又宮の事に付ては、皇帝紀抄に、宮頸入、洛、於新院御所、有叡賢とあるは、愚管抄と符合するに、玉海、山槐記等に明記せざるは、蓋し憚りて除きしならん、偕後人の説といふも、其頃既に源氏方には、訛傳か、或は自ら爲めにする所ありての飾詞か、先づ吾妻鏡に、五月十九日、高倉宮、去十五日、密々入、御三井寺衆徒、於法輪院、搆御所之由、風聞京都、仍源三位入道、近衛河原亭自放火、相率子姪家人等、参向宮御方、廿六日、卯尅宮、令赴南都御、三井寺無勢之間、依令特御也、三位入道一族并寺衆徒等、候御共、仍左衛門督知盛朝臣、權亮少將維盛朝臣已下、入道相國子孫、率二万騎官兵、追競於宇治、合戰、三位入道同子息、官代義房等、梟首、宮又、於光明山鳥居前、有御事、政の首云々などの話は、早く遠地に風説流傳せりと知らる。

第八十三節 福原遷幸と其還幸付源氏の蜂起

右の如く、高倉宮の叛亂は、容易に鎮定せしも、之に續ての難事は、彼惡僧らの所罰なり、愚管抄には、やがて、寺へは、武士入りて、堂舎をのぞきて、房々は、多く、焼きはらはせて、き、偕宮の、三井寺より、奈良へおはします事は、奈良、吉野の方に、受取參らせんと、支度したりければ、深く、やすからぬ事にて、南都を、追討せんとて、公卿僉議行ひけり、隆季、通親などいふ公卿、一すちに、平相國禪門になりかへりたりければ、さるべき由、申けるを、左右大臣にて、經宗、兼實略中おはしける、右大臣思ひきりて、一定謀叛の證據なく、て、左右なく、さ程の寺を、追討は、更に、え候まじ、就中、春日大明神、日本第一守護の神明也略中詞を盡して、申されければ、左大臣經宗は、略中之に同じと、申されければ、さすがに、左右大臣の申さるゝ旨、然るべしと、其時は、止みにけり、とありて、玉海には、五月廿七日、此日、於院殿上、被定兩寺凶徒罪科之趣略中左大臣示云、源以光、巧謀叛逃、難園城寺、彼寺凶徒同意之間、自其所、赴南都、興福寺惡徒、又以與力、未遂前途之間、於路雖誅殺賴政、入道已下軍兵等略中若住南都歟、但氏條不分明、者彼寺衆徒謀叛之事、何様可

被計哉略中宰相中將源通親發語申上、園城寺事、如風聞者、衆徒退散云々、付師緣者、尋召張本、可有沙汰、者興福寺事、與謀之賊同意、其罪不輕、何況其人移住哉、早遣官軍、可被攻、彼寺、其上末寺庄園併おぼえて可停廢、實宗卿申云、園城寺同之歟略中興福寺事、須被遣官兵也、但一宗廢滅之條、可有思慮、仍先可被召張本、惜申之時、可被遣官軍、歟、賴定、實守、實家、朝方、雅賴、忠親、宗家、實房、已上同之、隆季卿申云、園城寺事、尤召張本、可沙汰、就中、日來被召置之輩、同之云々、被尋次第、無其隱者、早付彼輩、尋與力張本之輩、可有沙汰、歟、興福寺事、日來再三、經沙汰了、而凌轢長者使院宣、有官別當既及、耻辱謀反、非一、罪科惟重、加之、於今者、一切不拘、制止、任法、可有沙汰之由、別當權別當等申之、其上不可及、異議歟、然者若可被追討者、雖片時、可被早遣也、彼寺兵強之地也、徒經日數、定其勢萬倍者歟、此上之事、可在勅定、予申云、園城寺事、同帥大納言中、實宗、興福寺事、與力於逆賊、欲奉危國家、凌轢長者之使、不通、往反之路、謀反之至、罪涉絞斬、可被遣追討使之條、尤可然、但以宣旨若院宣、一旦可被尋子細歟、所以何者、若被遣官兵者、社寺悉可爲灰燼、一宗之磨滅、更不可疑、縱雖不進、宣旨請文、追歸其使、經次第之沙汰、被遣官軍、爲後鑑、可宜歟、爲之佛法亡滅之條、可有御思慮也、何況源以光、移住彼寺之條、未分明云々、只依同意之過怠、不顧彼寺之破

亡遣追討使、可被攻敗者、更非此限、若依賊徒之在否、可有追討之有無者、聞食彼之左右、可被進退歟、是理之所至也、縱塞路次、雖禁往反、彼人慥於逃籠者、爭不達其趣哉、謀反者凶惡徒黨之所令然也、略此上宜在聖斷者、左大臣同予申狀、但雖有被申存意趣、不過之、中數刻之後、示仰左大臣云、園城寺事、被召置之惡徒、且尋彼張本、可有沙汰、與福寺事、任兩丞相相定申狀、先遣使者尋仰謀反之子細、尋以光之在否、隨狀、可被遣官軍者、左大臣已下退出、とありて、中々の論戰なりしも、興福寺の事は、流石に藤氏の氏寺なれば、何れも兼實の議に抗せざりし、蓋し此時、興福寺の惡僧原は、現に宮の謀叛に同意して、抗上の證跡分明なれば、平氏の輩に於ては、戰捷の餘威を藉りて、直ちに之を擊破して、他日の禍根を斷んとの意、勃々たりしも、朝議右の如くなりしかば、暫く黙止したるも、兵強の地と世に稱へらるゝ、南都の右の情況なれば、いかて京師に在りて、枕を高くするを得べき、茲に於て、清盛は、兼て万一の時にと内定したる、車駕西遷を、俄かに決行して、福原を行在所に定めたり、されど物議を憚りてか、遷都といはず、殊に其準備等も、極めて秘密にせりと見えて、玉海に、五月卅日、未刻許、邦綱卿示送云、來月三日、福原に行幸あるべし、上西門院同く渡御あるべきの由、有其聞、仰天の外、無他

云々、とあれば、以て急劇の決行と、且は遷幸といはず、行幸といひしは、左右大臣だににも、謀らざるをもて、單に一時の行幸と、世に披露せしならん、されど事體を形勢と對照すれば、決して一時的の事ならざるは、一般の目に映ぜしは、勿論にて、同書右の續きに、申刻、大外記頼業、示送此由、又晚頭、行隆示送云、三日行幸、忽被縮二日了云々、非言語之所及、留京洛之輩、併以可恐事也、公卿僅兩三人、殿上人四五人許、可候御供云々、天狗之所爲、實非直事、六月一日、明曉、福原遷幸、行幸及兩院御幸云々、已以一定云々、予以使、者問、可參福原哉、否、於入道相國報云、無可寄宿之所、仍急不可參、自彼地、可案内云々、先是、候上皇之聖容之處、仰云、參御供之輩、多以禪門之左右云々、一切不被仰、是非、只聞食許也、とあれば、公卿と雖も、自家懇親の人に非れば、供奉せしめざるにて、蓋し御左右の群小ら、時に聖聰を誤りて、事端を啓く事、毎々なれば、之を防止せん、結構なり、偕行幸の次第等は、同書に、六月二日、天晴、卯刻、行幸入道相國於福原別業、法皇、上皇同以渡御、城外之宮、往古、雖有其例、延曆以後、都無此儀、誠可謂希代之勝事歟、敢無知、由緒之人、疑可被攻南都、大衆猶峰起、無和平之義、之間、可有不慮之恐歟、又餘黨猶不休、爲禦、彼怖畏歟、或說可有遷都云々、略遷幸之儀、略自八條區、至草津、武士數千騎、二行並轡、夾幸路、先

入道相國、駕屋形輿、次女車一兩、次女房輿二一品及攝政之室家云々、次行幸鳳輦、供奉人々、公卿四人、左大將實定卿、別當時忠卿、宰相中將實守通親等卿、近衛司左中將泰通朝臣、右中將隆通朝臣、職事頭前亮重衝朝臣、頭弁經房朝臣等略中、次攝政、乘車前驅二人、殿上人二人、騎馬、在車後、次內侍所、藏人左少弁行隆、左少弁有房等也、各騎馬云々、次御竈神、上卿右衛門督實家、弁右少弁兼忠各乘車略中、次御幸、公卿大納言隆季卿前大納言邦綱卿殿上人左少將通資朝臣、時實朝臣、左中弁兼光朝臣、中宮權大夫經家朝臣、左京權大夫信行朝臣、安藝守在雅略中、次出車二兩、次前大將宗盛、駕手輿、今夜御大物、明曉御福原、内裏平中納言、上皇別業門、法皇平宰相、攝政安樂寺別當能守家、右の如く、清盛は天皇兩上皇を擁したれば、直ちに惡僧ら掃蕩に着手したり、同書六月二十二日條に、三井寺僧徒罪科之儀被下、宣旨了、其狀如此、園城寺惡僧等、違背朝家、忽謀反、仍門徒僧綱已下、皆悉停止、公請解却、見任并綱位、又末寺庄園及彼寺僧私領、仰諸國宰吏、早令收公、但於有限寺用者、爲國司沙汰、直付寺家所司、使其間用途、莫令退轉略中、天臺座主明雲、補天王寺、別當、山僧補此寺別當、往古有例、近代多被附園城寺、而今過絕彼寺、抽賞叡山之間、有此恩、歟、とあり、これと同時に、諸國の源氏の征服に着手したり、吾妻鏡六月十九日

條に、散位康信、後ち賴朝に仕ひて三善康信とて鎌倉の權臣たり、使者、北條に參着す、武衛賴朝、閑所に於て對面し給ふ、使者申云々、去月廿六日、高倉宮有御事の後、請彼令旨之源氏等、皆可被追討之旨、有其沙汰略中、此康信母は、武衛乳母の妹也、彼の好みに依て、其志、偏に源氏にあり略中、今可被追討源氏、由、殊なる重事たるに依て、康清を相語稱所勞、所著進也、とあり、是のみならず、此月廿七日には、三浦義澄、千葉胤等の、阪東平氏の輩まで、京師より關東に脱歸して、賴朝に右の報告をなせしかば、忽ちに彼も叛旗を翻ひしに至れり、されど此事は、未だ福原に聞えざりしかば、清盛は猶も福原遷都の經營をなせり、玉海七月四日條に、遷都之事、不可弃、故闕之由、被仰下了、福原爲離宮、暫可有經回云々とありて、離宮造營と世に披露せしも、供奉の公卿間にも、福原に反對者ありしは、同書七月十二日條に、去頃可有還御之議、粗出來、隆季、時忠等卿相議、被仰禪門之許之處、尤可然、但於老法師清盛者、不可參御共云々、人々忽以略中、復都議停止了、とありて、飽まで福原遷都の意なりしに、端なく其意を翻ひしに至りしは、同書及び山槐記に據れば、第一は本年天皇の御本命に付て、陰陽道所勘の奏文には、方位凶惡なる事、第二は公卿の議に、大嘗會御舉行に付ては、土地狹く、八省院及び

公卿の第宅造營し難き事、第三は延曆寺の大反對、そは玉海九月廿日條に傳聞、延曆寺衆徒熾盛蜂起、以奏牒付職事了、是可止遷都山也、若無裁許者、可抽領山城近江兩國之由、成支度云々、廿八日條に延曆寺衆徒、訴遷都奏牒、披見之處、頗口美所、申得道理之故歟とあり、其奏牒は載せざるも、其言は概ね察せらる、第四は東國の源氏、鎮西及び近江の源氏縁故の輩の蜂起、次に述べの聞えに依て、追討使を發せし事、第五は南都等の惡僧、益々蜂起せる事等にて、中にも延曆寺は、平氏の頼りて以て、南都防禦の一大味方となせしに、斯く反抗するに於ては、所謂禍肅墻の下に起り、内外に敵を受るなれば、流石の清盛も、之に抗し兼て、延曆等に諭して、速かに舊都に遷御あるべければ、彌々國家安全の御祈りをなすべきを約したり、玉海十一月十九日條に、還都略可有御入洛之由、被仰延曆寺衆徒大悅、始種々御祈等云々とありて、即ち第一の動機たり、偕還幸の事は、同書に、十一月廿五日(諸書廿二又は廿三日となすは非なり)今夕行幸_{略中}院御入洛、入御賴盛卿六波羅之第號池殿、法皇未刻御入洛、御故内府六波羅第號泉殿、武士數千騎、路次之間令圍繞云々とありて、清盛の胸算全く失計に飯し、遂に平氏の敗亡となれり、是より先き賴朝叛逆の事、京師に聞えしは、同書に、九月

四日傳聞謀叛人義朝子、年來在配所伊豆國、而近日凶惡を事とし、去頃凌轢所司之先使_{時忠卿知}行之國也(山木兼隆なり)凡伊豆駿河兩國押領了、又爲義息(行家)一兩年來、來往熊野邊、而去五月亂逆の刻、赴阪東方了、彼義朝の子に與力、大略企謀叛歟、恰如將門云々とありて、單に義朝の子と稱して、賴朝てふ名は、公卿間には既に忘れられたれば、さまで大事とは、思はれざる如し、されど平氏にとりては、一大事變なれば、福原行在所より官符を下して、追討使を發向せしめたり、山槐記九月三日條に、今日或者云、故義朝子兵衛佐賴朝、發義兵云々、虜掠伊豆國、阪東騷動_{略中}、五日、今日被下東國追討使宣旨了、藏人左少辨經房朝臣、仰左大將實定、

左辨官下 東海道諸國

應追討伊豆國流人源賴朝并與力輩事

左大將藤原朝臣實定、宣奉、勅件賴朝、忽相語凶徒兇黨、欲虜掠當國隣國、叛逆之至、既絶常篇、宜令左近衛權少將平維盛朝臣、薩摩守平忠度朝臣、參河守平知度、追討彼賴朝及與力輩、兼又東海東山兩道、堪武勇士、同令循追討、其中拔有殊功輩、加可以重賞者、諸國宜承知、依宣行之

治承四年九月五日

左大史□□

七〇六

略^中義重入道^{之子}國^{新田なり}以書狀申大相國云義朝子領伊豆國武田太郎領甲斐國義重奉前右大將之嚴命相率彼坂東國々家人可追討之由被仰下仍所下向也者伊豆國流人兵衛佐企謀反合戰事八月廿二日寄合輩相摸國小早川伊豆國伊東入道被打取同伊東四郎相摸國大庭三郎被打取甲斐國平井冠者已上御方兵衛佐同心輦駿河國小泉庄二郎被打取伊豆國北條四郎兵衛佐男也被打被同藤用光被打取新次郎兵衛佐殘小被討成箱根山遁籠畢とあり偕廿九日に追討使東下したり蓋し朝野共に源氏一味の輩を除くの外は其必勝を期せしならんも事實は豫期に反して大失敗となれり玉海に十一月一日傳聞追討使維盛朝臣已下被歸了既に近江の地に赴んと欲するの間山僧ら可相禦之由風聞仍更に向伊勢了云々凡逆黨の餘勢不知幾万騎東山東海の諸國併せて以て與力し官軍の勢本五千余騎被追落の間僅に不過三四百騎云々凡不及左右往昔以來追討使空敷被追歸の例未曾聞事也五日傳聞追討使ら今日及晚景入京知度一人僅廿余騎維盛逃入又不過十騎云々先去月十六日着駿河國高橋宿是より先き彼國目代及有勢武

勇の輩三千余騎寄甲斐武田城之間皆悉被伐取了目代已下八十余人切頸懸路頭云々同十七日朝自武田方以使者^{相副}海息送維盛朝臣館其牒云年來雖有見參之志于今不遂其思幸爲宣旨使有御下向雖須參上程遠^隔云一日路峻輒難參又渡御可有煩仍於浮島原^{甲斐與駿河之間}相互行向欲遂見參云々忠清見之大怒使者二人切頸了同十八日富士川邊構假屋明曉十九日可寄攻之支度也而其間計官軍勢之處彼是相并せて四千余騎^略各休息之間官兵之方數百騎忽以降落向敵軍了^略所殘之勢僅不及一二千騎武田方四千余云々仍不可及敵對竊以引退是則忠清之陣略也於維盛朝臣者敢無可引退之心云々而忠清立次第之理再三教訓士卒之輩多以同之仍不能默止自赴京洛以來軍兵之氣力併せて以て衰損^{適所}殘之輩過半逐電凡事之次第非直事云々今日着勢多先以使者^馬示子細於禪門々々大怒云承追討使之日奉命於君了假令雖曝骸於敵軍豈爲耻哉未聞承追討使勇士徒令歸洛事若入京洛誰人合眼乎不覺之耻胎家尾籠之名留世早自岐路趾を暗ますべし更不可入京云々而竊入洛寄宿於忠綱之宅云々於知度者先以入洛在禪門八條之家云々^略是軍陣に供奉の輩の説也とあれば蓋し實説ならんも山槐記には十一月六日或者云追討使右少將維盛朝臣

今曉入舊都六波羅九月十八日着駿河國同十九日頼朝黨營于不二川送使不知其狀維盛朝臣問所爲於忠景々々曰兵法不斬使者然而此條私合戰之時之事也今爲追討使不可及返答哉先問彼子細可斬者維盛朝臣依此言令尋問使者云軍兵有數万敢不可爲敵對我多勢を誇りたるなり者聞之後斬首了或難此事云々而官兵纔千余騎更不可及合戰兼又諸國兵士内心皆有頼朝官兵互企異心暫逗留者欲閉塞後路云々忠景等聞此事無欲戰之心之間宿傍池鳥數万俄飛去其羽音如雷官兵皆疑軍兵之寄來夜中引退上下競走自燒宿々屋形持雜具等忠景知度不知此事追退歸忠景於伊勢國元帥維盛朝臣入京著近州野洲之時有五六十騎云々此事或威之兵法引退隨事無難之故也或又謗之近日門々戸々虛言甚多定少實歟とありて吾妻鏡も之に同じければ軍中悉く敵に心を寄せ人々相疑ふの餘り水禽の羽音に驚き一戦だもせず總類れとなりしは可笑の至なるも初め三千余の兵僅かに二十三十に満たずとあるに至りては平氏の人心を失へる亦甚しといふべし。

第八十四節 平氏の敗亡と平安京の衰微

前述の如く官軍の敗潰は俄かに諸國の叛亂を誘起し鎮西の反徒は平貞能一舉に之を鎮定したりしも茲に至り近江國に山本兵衛尉源義經なるもの兵を起し南部の悪僧と氣脈を通じて平民に抗し遙か北國の信濃國には木曾義仲叛逆を企て近隣を劫掠する等警報頻々として京師に達したり此山本は或は石川とも稱し義家の嫡流と稱し義仲は爲義の子義賢の遺子にて各々其國々の豪族ら之を扶持して勢ひ漸く猖獗を極めたるに伊賀國にも行家の徒反亂を企てたり依て追討使を派し且諸社に奉幣延曆寺に修法等頗る混雜を極めたるは玉海十二月二日條に辰刻追討使下向近江國越前守通盛左兵衛督知盛等卿爲大將軍其外一族之輩數輩相從略伊賀國者左少將資盛朝臣爲大將軍前筑前守貞能相具云々とありて今は彌々敵を輕視せずして一族の中にも先きに敗潰したる無骨漢を除きたるなり同書右の續きに今日還都御祈被發遣十六社奉幣使上卿三條大納言實房卿後聞依使不足被立十三社云々使皆殿上人也略自今夜延曆寺始御祈二壇不空禪宗云々とあり此還都御祈とは清盛が表面の云立にて實は源氏調伏の爲めなるは初め十六社と定めしに幣使殿上人の不足に依て十三社となせしとは其不足は實際殿上人

の不足にあらで、自家腹心の人の不足なるべし、既に第一戦に於て、平氏の嫡宗たる維盛が、前述の如き醜體を露はせしかば、兼て頼み切たる山門さへも、漸く平氏に反抗するに至りしは、玉海十二月十二日條に、近聞、延曆寺衆徒の中、凶惡の黨衆、三四百人許、得山本兵衛尉義經、斐入江國逆賊之張本、甲語以園城寺爲城、六波羅可入夜打、又所進、向近江國之官軍等之、塞其後、自東西、可攻落之由、令結構云々、皇后宮亮經政朝臣、清房禪門息等、追可被遣云々、又興福寺衆徒、逐日蜂起、稱宮大衆、高倉宮の部下の意云々、中略關東之賊徒、攻來近國之時、自南京、又可伐入洛中、由成支度云々、十三日、自南都脚力到來、衆徒既欲入洛、中略大衆勢以外云々、今日爲追討山惡僧等、官兵行向之間、於山科邊、衆徒蜂起、已及合戰、未事切云々、及申刻、大衆等引退籠城了、とありて、先きに園城寺等に、斷罪の宣旨下りしを、之を御受せざるの上に、興福寺も、賊徒荷擔の實否勅間に反抗して、兼て明雲座主に不快の中なれば、忽ち三井寺と合體して、騷擾を極めし中に、延曆寺中にも、座主に不服の惡僧ら、之に投合したるにて、南都北嶺の惡僧、大舉といふ情況なれば、今は座主の命令も、行はれざるは勿論、兵器を執らざる僧は、眞に行業精進の輩にて、是らのみ寺中に在りたるも、茲に至りて、些の援けともならざ

れば、平氏の延曆寺を頼みとせしも、今は全く其効なし、斯る中に、上皇御惱頗る重らせ給ひて、萬機聞し召べくもあらざれば、清盛も今はせん方なく、先きに御政務を止め奉りしも、天皇御幼稚の御事なれば、再び法皇に萬機御親裁を請願せしに、輒く御聽許なかりしを、再三に及び、漸く親裁を聞し召されれば、十二月十八日、又後白河法皇の院政に復し、依て讃岐美濃兩國を御料に上れり、外に大敵を引受乍ら、内に右の如く、難事續出せるに付ても、清盛の煩悶は察せらる、斯る情勢なれば、再び頼朝追討などは、なす得ざるを以て、僅に畿内附近の鎮定にのみ、苦心せる中に、頼朝は自由自儘に、坂東を劫掠して着々其功を成就せり、偕十二月十五日に至り、知盛の一軍は、義經を破りたる、捷報達せしかば、平氏も勢ひ付て、さらば此機に乗じて、彼惡僧らを討平すべしと、廿五日、藏人頭重衡に兵を授けて、南都へ發向せしめしが、義經の敗亡は反りて、惡僧らの勢ひを増し、玉海廿七日條に、河内地方、被寄官兵之處、爲大衆、被射危、三十余人被打取了、其後被追歸了とあるにても、察すべし、されば重衡發向するや、從來僧徒に對する手段を、一變して手痛く攻立しかば、流石勢ひに誇りたる惡僧らも、遂に敗潰せるより、二十八日、東大興福の兩寺、諸堂房舍悉く燒亡し、敗餘の僧らは、

遠く北國に遁れたり、是ぞ木曾義仲の都入の手引となり、又平氏北國に敗軍の導火線となりたり、明れば養和元年(七月十四日改元)正月十四日、上皇遂に崩御、々寶算二十一、尋て清閑寺に葬り奉り、諡を高倉院と上る、續て清盛も薨じたり、愚管抄に、平相國入道は同五年(治承五年)即ち養和元閏二月五日、温病大事にて、程なく薨逝しぬ、皇帝紀抄に、大相國禪門病惱、纒經六七日薨とあれば、實に急劇の事にて、平氏一門の落膽想ふべし、然るに先きに源氏征討に發向じたる、重衡、維盛、通盛、知度、忠度等の官軍は、三月十日、尾張國洲俣河に於て、源行家の一軍と合戦して、勝利を得、行家ら辛うじて敗走したる捷報、京師に達しければ、是にて幾内近傍は略鎮定したると、且は早水風虫餓死等の灾禍と、玉海皇年代略記等にあれば、一は小康に安んぜしと、一は災害の爲め、兵食發送等の至難なりし故か、暫く官軍發向の事はなく、八月に至り、藤原秀衡を鎮守府將軍となし、頼朝を征討せしめ、越後國城の四郎平資長を、越後守となして、義仲征討を宣下あり、十六日通盛を大將軍に、知度等を副將軍として、義仲征討に、伊勢守清綱らに、頼朝征討を命じたり、明る壽永元年(五月十七日改元)資長は、義仲を攻めて、彼が爲めに破られ、戦況の詳細は鎌倉時代史に譲る、たる由、京師に聞えしか

ば、更に維盛已下を發向せしめしに、二年四月十七日、加賀越中の間に於て、遂に義の爲めに破られて、京師に歸りしかば、一旦鎮定したる京畿附近は、再び騷擾の區となれり、皇帝紀抄に、維盛卿已下濟々及十萬騎云々、爲木曾冠者義仲、十郎藏人行家等拂底被誅、了、其後源氏等亂入江劔、不令通入跡とあれば、其狀況は察せらる、依て知盛、重衡を勢多口に、資盛、貞能等を宇治に遣して、之を防かせしも、義仲の大軍勢ひに乗じて、比叡山の坂本に打入、總持院の楯籠り、今にも京師を蹂躪すべく、見えければ、平氏の人々、今は敵すべき勢ひなく、京師を去るに至る、其情況は愚管抄に、日にそへて東國、北陸道皆ふたがりて、此軍に勝し事を、沙汰して有けれど、上下諸人の心、皆源氏に成にけり、次第に攻寄る聞えども、有なから、入道うせて後ち、壽永二年七月までは、三年か程過けるに、先は北陸の源氏すゝみて、近江國にみちくけり、略中七月廿四日の夜、火急になりて、六はらへ行幸なして、一家のものどもあつまりて、山科固めに、大納言頼盛をやりければ、再三辭しけり、頼盛は、治承二年冬の頃、あしさまなる事ども聞えしかば、長く弓箭の道は、すて候ぬる由、故入道殿にも申てき、略中と云けれど、内府宗盛不用して、せめふせられければ、なまじひに山科へ向ひてけり、か様に

して、けふあす義仲、東國の武田など云ものも、入なんずるにて、有ければ、さらに京中に、大合戦あらんずるとて、をのゝきあひける程に、廿四日の夜半に、法皇ひそかに、法性寺殿をいてさせ給ひて、鞍馬の方より廻りて横川へのぼらせ、おはしまして、近江の源氏許（中略）此由仰つかはしけり、六はら、さはぎて、辰巳午兩三時ばかり、候やうもなく、内（天皇）を具しまいらせて、内大臣宗盛一族さながら、鳥羽の方に落て、船に乗りて、四國の方へ向ひけり、六はらの家に、火かけて焼ければ、京師中に、物とりと名つけたるもの、出來て、火の中へ争ひ入て、物とりけり（下略）皇帝紀抄に、七月廿五日、曉法皇伴攝政殿、窃御登山、平氏等聞之、即時各燒年來宿館、奉具主上并國母（建禮門院）取神璽寶劍、内侍所三種重寶、内大臣宗盛已下、皆悉赴鎮西、其中故太政入道、舍弟大納言頼盛卿一人、別一族留洛中とありて、さしも二十余年間、威勢天下に赫奕たりし平氏も、一朝天涯の漂客となるに至る、蓋し平氏が、斯く脆く敗亡せしは、其原由種々ならんも、近くは東北の敵を征討するに、東北の士人を驅使したるも、其戰敗の一因なり、何となれば、是ら士人は、其妻子一族は、悉く敵軍の中に在りて、所謂人質同様の身なるに、敵の從兵は、此輩の父兄若くは子弟なれば、今平軍に屬する人々は、或は子にして父弟

若しくは兄にして、弟若しくは兄と相戦ふなれば、大義には親を顧みずとは、是らの輩に、いかで觀念すべき、唯骨肉の情愛に眩暈して、毫も他を顧みず、况や入る所は、其故郷なるに於てをや、茲に於て、戈を捨て敵に降るもの、續出し、爲めに決死の勇將士卒も亦爲すべき所なきに、至れるに、過ず、されば、其鎮西に赴くに至りてや、一度は衝天の勇威を振ひ、義仲らをして、一時驚愕せしめしも、亦此理に外ならず、偕其後の情況は愚管抄に、其刹那平氏退京の、京中はついふく（劫掠）をして、物もなく成ぬべかりければ、残りなく平氏は落ぬ、恐れ候まじとて、廿六日、つとめて御入京、法皇有ければ、武田（行家）の誤先参り（略中）義仲は廿八日に入にけり（紀抄に其勢六万騎、六條堀川なる、八條院のいのくま尼が家を給はりて居にけり、又玉海八月十日條に、源氏等悪行不止、天下忽欲凶可悲とあるにて、彼らの横行は察せらる、偕八月十一日に、法皇勅して、義仲を従五位下左馬頭兼越後守に、行家を従五位下備後守に、叙任ありしに、二人之を不足として、嗾訴に及びしかば、更に義仲を伊豫守に陞せ、尋て従五位上に、行家を備前守に陞せたるも、猶之を悦ばず、然るに京師主上なきを以て、新帝御踐祚あるべきや、否の議に付ても、又義仲の主張ありしも、用いられざるより、彌々上を怨み、遂

に暴虐を極めたり、愚管抄に 國王は、神寶内侍所を始め、内府宗盛相具して、西國の方へ落給ひぬ、此京に國王なくては、いかてかあらんといふ、沙汰にてありけり、又法皇おはしませば、西國の王安否の後か、など様々に沙汰ありけり、此間の事は左右大臣、松殿入道基房など云人に、仰合ければ、右大臣の申さるゝ旨、ことにつまびらかなりとして、それをぞ用ひられける、さていかにも、踐祚はあるべしと、高倉院の皇子、三人おはします、一人は六波羅の二位、養ひて、船に具して参らせて在けり、今二人は京におはします、その御中に、三の宮、四の宮なるを、法皇よび参らせて、見参らせられければ、四の宮御をもさらひもなく、よびおはしましけり、又御占もよくおはしましければ、四の宮を、壽永二年八月廿日御踐祚はしけり、万づ新儀どもなれど、仰合せつゝ、右大臣ことに申行ひて、國王こゝに出させおはしまし とあり、此時義仲は、此度平家敗亡の事は、實に高倉宮の令旨に依りしなれば、彼宮の御子こそ、天位に即け奉り、然るべしと、再三奏聞せしも、高倉宮すら、御受禪あるべき御方に非ず、まして其御子は、思もよらずと、御聽許なかりしかば、義仲は、斯る事理を解せざる事として、偏に上を怨み、暴行を働さしかば、法皇密に廳官を御使として、頼朝の上洛を促がし給ひ

しに、義仲斯くと聞くより、大に怒り、劫掠を働き、殆ど亂賊の如くなりしは、玉海に 九月五日、近日京中物取、今一重倍增、一塵之物、不能存、義仲院御領已下押領、日々倍增、凡雖尊貴、無不拭淚、所冀、只頼朝之上洛而已 とあり、以て亂暴の程察するに餘りあり、されば朝廷も、之を慰諭して、其暴行を止めしめんとせしに、其甲斐なかりしは、同書同月廿二日條に 以法印靜賢、申通義仲、略義仲申條云、略奉怨君事二ヶ條、其一、被召上頼朝事、雖申不可然之由、無御承引、猶以被召遣了 其二、東海東山北陸等之國々、所被下之宣旨云、若有不隨此宣旨之輩、隨頼朝命、可追討云々、此狀、爲義仲生涯之遺恨也云々 とあり、蓋し義仲に在ては、高倉宮の令旨に従て、兵を擧げ、率先して京師に打入、しかも宮の御子を奉じて、平氏を追退けしは、實に其功第一といふべし、然ば彼の御子を天位に即け、己れ武臣の棟梁として、之を補佐し奉る事、猶前日の平氏の如くならんと、冀望せしに、案外にも武功も格別に御賞美なく、反りて頼朝を以て、己れの上に置せられ、且天位の事も、御聽許なしとは、所謂勞して功なき、結果となりたれば、此上は、飽まで武威を上下に示し、之に依て、兼ての冀望を達せんと、決せしなり、茲に於て法皇も、今は逆鱗忍ばせられず、遂に義仲征討を思召立せられしは、事情止む

得ずとは申せ、亦彼御左右の群小らに誤まられ給ひしなれ、其略は愚管抄に 義仲は頼朝を敵に思ひけり、平氏は西海にて京へ歸りいらんと略有けるに、院に候北面の下臈友康(左兵尉藤原知康)公友(同藤原公知)など云もの、ひた立に武士を立て、頼朝こそ猶本體と、ひしと思ひて略頼朝が打上らん事をまちて、又義仲は何事かはと思ひけるに、法住寺殿院の御所を、城にし、まはして、ひしとあふれ源氏、山々寺々の者を催して、山の座主明雲参りて、山の悪僧ら具して、ひしとかためて居けるに、義仲は、今は思ひきりて、山田樋口楯根井と云、四人の郎従有けり略我勢の落ぬさきにとや思ひけん、壽永二年十一月十九日に、法住寺殿へ千騎、内へ五百餘騎なんとぞ云ける程の勢にて、はたと寄せてけり、義仲の方に、三郎先生(源義廣義仲の叔父)といふ、源氏有けるもかく成にければ、皆御方へ参りたりけるが、猶義仲に心を合せて、最勝光院の方をかためたりける、山の座主が方に、在けるが、内より略ひしと射ける程に、ほろ／＼と落にけり、散々に追ちらされて、然るべき公卿殿上人官なにか、皆武士に捕れにけり、殿上人已下の人には、美濃守信行と云ものぞ、武士に殺されにける、其外は死去の者は、上臈には、さすがになかりけり略院の御幸は、清淨光院の方へなりた

りけるを、武士参りて、うるはしく、六條の木曾が傍らに、信成が家あるに、居え参らせてけり略中さて山の座主明雲寺の親王八條の宮王圓惠法親院の御子、これ二人はうたれぬ、明雲が頸は西洞院河原にて、求め出て、顯真とりてけり略中それに見たるもの、申けるは、我固めたる方、落ぬと聞て、御所に、げけるが、長絹の衣に、香の袈裟ぞきたりける略中馬にのせ、弟子少々具して、蓮華王院の西の築土の際を、南さまへ逃けるに、その程にて略中射かけたる矢の、鞍のしづわの上より、腰に立たりけるを、後ろより引ぬきける、く／＼りめより血流れ出て略中南西のすへに、田井の左ける所にて、馬より落にけり略中弟子一條院の宮には、梶井宮とて略中十五六にて在けるが、かしく、我は宮なりと、名のられければ、生取に捕て、武者の小家に、唐櫃の上にすへたり略中八條の宮は、具したりける人、あしく、衣袈裟などぬがせ申て、紺の帷子を、させ奉りたりければ、走りかゝりて、武者の切んとしけるに、後ろに、少將房とて、近くつかはれる僧略中手をひろげたりけるが、腕を打落すまでは、見きと申者ありける略中さて義仲は、松殿の子十二歳なる、中納言は八歳にてなられて、八歳の中納言と云、異名有し人を、やがて内大臣になして、攝政長者になり、又大臣の關もなきに、實定の内大臣を

暫くとして、かりてなしたれば、世にかかるの大臣と云名又つけてけり、さて松殿基房世
 を行はるべきにて有き、さしも平家に、うしなはれ給てしかば、此時だにもなと云、心
 にこそ下玉海には、十二月十九日、及申刻、官軍敗績、奉取法皇了、義仲等歡喜無限、即
 奉渡法皇於五條東洞院攝政亭了、武士之外不入、公卿侍臣之中、矢死傷者十余人下、廿
 日傳聞座主明雲合戰之日、於其場被切殺了、八條圓惠法親王於華山寺邊被討取了、又
 權中納言賴實、着正衣折烏帽子等、逃去之間、武士等、卿相たるをしらず、引張頸を斫ら
 んと欲す、自ら雖稱其名、衣裳之體尋常之人、偽りて貴種と稱する也と、猶可打首之由、
 各令沙汰之間、下人之中有見知之者、稱貴種之由、仍忽免死略中、廿三日、傳聞内大臣、非
 解官借用云々、凡欠官三也、所謂罷闕、轉任、辭退也、借官干當人、禪門之計、可悲也、廿七
 日、傳聞借大臣事、天下鼓騷、禪門頗有耻色云々、皇帝紀抄には、十一月十八日夜半、
 依義仲謀叛之間、行幸法住寺殿法皇御、十九日、左馬頭義仲號木、寄戰上皇御所、併燒拂
 了、上下諸人裸形逃散、其中圓惠法親王、并天臺座主明雲僧正、越前守信行、前近江守高
 階重章、主水正清、原近業等、被斬首了、其外死者太多、奉取法皇、奉渡五條殿下御所、禁閉
 主上御車、奉渡閑院内裡、此事院中人々相議、可追討義仲之由、結構之故云々、廿一日、

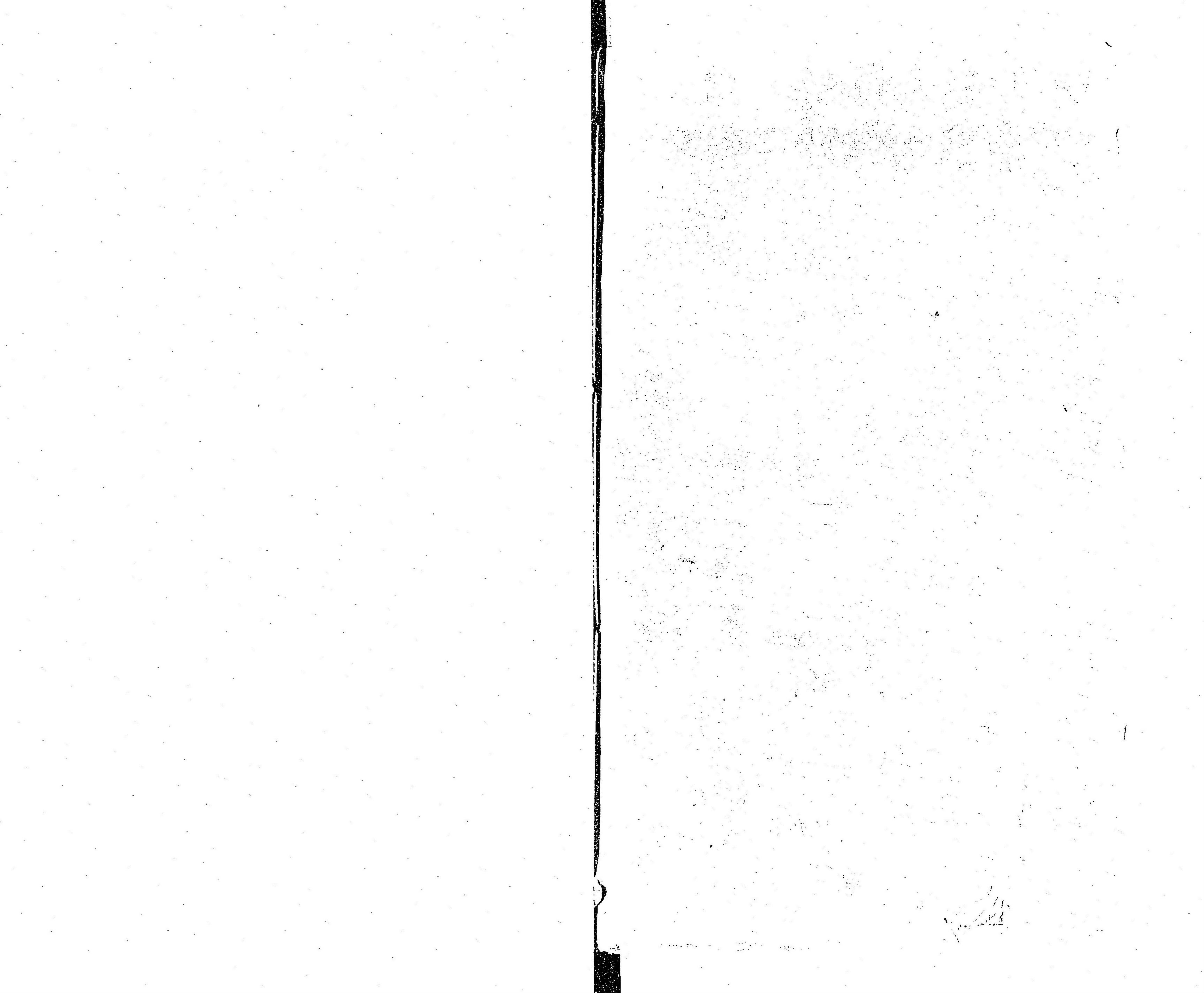
以大納言師家、任内大臣、即爲攝政十二、當時内大臣實、解官歟、但暫被借用云々、入道關
 白殿松、令移住五條殿給、偏攝行万機、十二月十三日、權僧正俊堯、超昌雲、全立補天臺座主、
 是即義仲引級也、世人號木曾座主義仲の兇逆、概ね右の如し、殊に是より先き、源行家、
 平氏追討として發向せしに、十一月播磨國に於て、平教盛、重衡等の爲めに討破られ、
 「行家纔存命逃去了」と、紀抄等にあれば、其敗況は察せらる、されば義仲は出ては平氏
 に破られ、居れば頼朝の制を受く、之を否めば戰はざるべからず、戰へば勝算なしと
 いふ、煩悶の餘り、今は前後の考ひもなく、唯思ひのまゝ、即ち自暴自棄となれるにて、
 遂に平氏と和して、相共に頼朝に當らんと、申送りしに、平氏は來降は許すべきも、和
 は容れずと返答せしより、彌々進退維谷まるの餘り、倍々暴虐を恣まにせしかば、
 朝廷も暫く忍容して、彼れを優遇し、明る正月十日に、征夷大將軍にさへ任じたり、さ
 れど彼れ猶倭むる所なく、皇威墮地、日月無光とまで、玉海に載せられたり、茲に至り
 て朝廷の官職制度を始め、總ての儀則典禮、概ね廢頽し、皇威の陵夷と共に、平安京は
 半ば焦土となりて、復た舊觀を呈せず、畏くも内裏は長く里内裏となり、從て左右京
 亦衰微して、遂に往時の盛況は、原ぬるに據る所なきに至れり。

62
399

平安朝史終

附言、義仲の敗亡、源平の興廢に關しては、猶述べき所ありと雖も、事鎌倉時代史と關聯するを以て、其重複を避け、是にて講演を止む。

早稲田大学
1938



62
399

早稻田大學三十八年度
歷史地理科第一學年講義錄

平安朝史

池田晃淵

310507-000-0

62-399

平安朝史

池田 晃淵 述

62
399

平安朝史終

附言、義仲の敗亡、源平の興廢に關しては、猶述べき所ありと雖も、事鎌倉時代史と關聯するを以て、其重複を避け、是にて講演を止む。

早稲田大学
1938